

紀美野町第4回定例会会議録
令和元年12月10日（火曜日）

○議事日程（第2号）

令和元年12月10日（火）午前9時00分開議

第 1 一般質問

○会議に付した事件

日程第1

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君
2 番	廣 瀬 隆 一 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君
6 番	田 代 哲 郎 君
8 番	北 道 勝 彦 君
9 番	向井中 洋 二 君
10番	美 野 勝 男 君
11番	美 濃 良 和 君
12番	伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

7 番 西 口 優 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
-----	-----

町	長	寺	本	光	嘉	君
副町	長	小	川	裕	康	君
教 育	長	東	中	啓	吉	君
消 防	長	家	本		宏	君
総 務 課	長	細	峪	康	則	君
企画管財課	長	坂		詳	吾	君
住 民 課	長	仲	岡	みち子		君
税 務 課	長	湯	上	増	巳	君
保健福祉課	長	森	谷	善	彦	君
産 業 課	長	米	田	和	弘	君
建 設 課	長	井	村	本	彦	君
教 育 次	長	曲	里	充	司	君
会 計 管 理 者		北	山		仁	君
水 道 課	長	長	生	正	信	君
まちづくり課	長	山	本	訓	永	君
美里支所	長	坂		昌	美	君
代表監査委員		菊	本	邦	夫	君
消 防 次	長	横	出	浩	一	君（午後出席）

○欠席したもの

消 防	長	家	本		宏	君（午後欠席）
-----	---	---	---	--	---	---------

○出席事務局職員

事 務 局 長	中	谷	昌	弘	君
次	長	井戸向	朋	紀	君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 西口議員から欠席届が出ていますので、報告します。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（伊都堅仁君） それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、1つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言を願います。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

一般質問の通告は7人です。通告順に従い、順次質問を許可します。ただし、議長の許可を得て、通告項目の順を変更することができます。

それでは、6番、田代哲郎君の一般質問を許可します。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） おはようございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

質問の1点目は、「紀美野町太陽光発電所」計画についてです。

太陽光発電所づくりでは、その地域で暮らす住民の意向を重視して進めることが大前提で、住民の理解を得ずに企業の利益本位で計画を強行することは許されません。しかし、安全性の確保や防災、自然環境や景観の保全など十分な対策をとらず、無秩序な乱開発を進める事業者が、地域住民とトラブルを起こすケースも多く、全国的に問題視されています。

紀美野町でのメガソーラー発電所建設計画は、2017年、平成29年に、県が情報開示した事前協議申出書によれば、小畑字登尾の山林に総面積36.85ヘクタールを開発し、うち15.39ヘクタールの用地に太陽電池モジュール4万4,000枚を設置、発電出力12メガワットの太陽光発電所を建設する計画でした。

当時、県が作成した隣地開発事前協議申出書に対する意見等取りまとめ表では、同意書の取得を条件としている項目が幾つかありました。例えば、林務課森林土木グループ

の意見として、隣地開発許可申請に当たっては、開発計画に関係する行政機関の意見を尊重し、十分な協議、調整を行うとともに、森林法の許可基準である災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全に関する4つの要件で、直接的に影響が及ぶ範囲内の地元自治会や水利組合と関係者の同意書を必ず添付することとなっていました。

しかし、影響が及ぶ地元の希望ヶ丘、動木の2つの地区から、開発に反対する陳情書が、県知事宛に提出され、地元同意を取りつけることは不可能と考えられていました。

ところが、ことしの2月、「太陽光発電事業に対する事業継承並びに事業の内容変更についてのお知らせについて」という文書が、合同会社アジアパワーの名で配布され、説明会が開かれました。

同じ山林約36ヘクタールのうち、12.6ヘクタールを造成し、3万8,000万円のモジュールを敷き詰めて、出力13メガワットの太陽光発電所を建設する計画です。

9月4日から10月4日まで、「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」に基づく「紀美野町太陽光発電所」計画の縦覧が行われました。

計画に対しては、544通の意見書が寄せられており、地元住民などの関心の高さが示されています。

今回の縦覧資料では計画や設計の根拠となるデータの取得が不十分であり、専門家も必要な調査はほとんど行われていないのではと指摘しています。例えば林地開発で、事業者は計画策定前の地質調査及び地形調査、つまり地表踏査やボーリング調査などを実施した記述は見当たらず、調査に基づく対策も述べられてはいません。

学識者によれば、計画地に、過去に岩盤地すべりを含む地すべりが多く発生し、岩盤の緩みも随所で見られるため、地質及び土質データもないまま、大規模な造成を行うことは到底考えられないとのこと。これはほんの一例で、この事業計画にはそうした問題点が随所に見られます。ほとんどの調査が不十分で、科学的な根拠を持たない今回の計画書は受理すべきではないと思いますが、町としての認識をお聞かせください。

次に、質問の2点目は、社会的ひきこもりからの自立についてです。

ことしの3月、内閣府は40歳から64歳のひきこもり者数を約61万人と初めて発表しました。若年層、15歳から39歳と合わせると100万人を超えると見られています。とりわけ、ひきこもる中高年と高齢の親が孤立する「8050問題」が深刻さを増しています。

ひきこもりも孤立も何かのきっかけで誰でも陥る可能性があり、自分たちと関係のな

いもの、違うものではありません。ひきこもった人がいる家庭と、そうでない家庭に明らかな違いがあるわけではなく、たまたま複合的な問題が重なって社会につながる拠点の接点を見失ってしまったということであり、家族や本人の問題にしてしまうと、本質が見えなくなります。

ひきこもり問題の本質は、徹底した自己否定にあります。ですから、本人が生きていていいと思えるようになること、その人のなりたい未来を支えることが自然だと考えられています。一人で思い悩んでいた当事者が、誰かの話を聞いて、自分だけじゃないと気づくことはとても大切です。否定も批判もされずに自分のことが話せる、安心できる場さえあれば立ち直るステップは見えてきます。

また、当事者の親たちにとっても自分の不安を安心して出せる場所が大事だと考えられます。本人にいつまでも甘えているんだなどといった言葉を投げつけてしまうのは、親が自分自身の不安、苦しみをどこにも出せないことのあらわれです。一生懸命育てたのに何でとか、私のせいでこうなってしまったという気持ちも、そのまま出せる場所が何よりも必要です。家族会議はそうした発言をとがめる人はいません。誰もが同じように傷つき苦しんでいるからです。

本人が安心できる家庭にするためにも、親が重い荷物を一時おろせる時間や場所が必要です。第三者の力も借りながら、本人と向き合い、本人のつらさ、苦しみを受けとめられる親になっていく、それが回復への道筋であります。子供を何とかしなくてはと焦っている間は、親子の関係は行き違いが生じやすくなります。ですから、親自身の心のゆとりが大切です。

紀美野町の一次相談窓口は保健福祉課です。本人にまず必要なのは、安心していられる場所であり、相談窓口は必要ですが、本人がすぐに相談に行けないことも少なくありません。なぜひきこもってしまったのか、なぜ一歩を踏み出せないのか、自分でもよくわからない。自分の状態をうまく説明できない苦しみや葛藤があり、話してもわかってもらえるかどうか不安があります。

窓口に専門的知識のある職員配置などができればよいのですが、当事者や家族の気持ちを十分理解していれば、ひきこもり本人や家族の相談に対応することは可能だと思います。

近隣には親の会やひきこもり支援サークル、若者サポートステーションや共同作業所など、気軽に相談できる支援のネットワークがあります。来談者の話を丁寧に聞いて、

そうした居場所につないでいくことが、相談窓口の役目ではないかと思います。

したがって、いつでも相談できる窓口があることを毎月の広報誌などでPRするなど、取り組みを強化する考えがないかお聞かせください。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、田代君の質問に対する当局の答弁を求めます。
住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長(仲岡みち子君) おはようございます。

それでは、田代議員の1番目の「紀美野町太陽光発電所」計画についての御質問にお答えいたします。

「紀美野町太陽光発電所」事業計画につきましては、「合同会社紀美野ソーラーパーク」が、紀美野町小畑(かしこ池の北側)へメガソーラーを設置するために、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に基づき、令和元年8月9日付で事業計画認定申請書を県へ提出したものでございます。

県は、これを受け、同年9月4日から10月4日まで1カ月間の縦覧を行いました。

また、県から町長宛に意見照会があり、町といたしましては、この計画書に対して安全確保、防災対策、景観といった項目を重視し、近隣住民に十分理解が得られるよう、親切かつ丁寧な説明を行うことを町意見として、令和元年10月3日付で提出しています。

県は、縦覧により提出された約530件の意見を取りまとめ、町意見書と合わせて同年11月8日付で事業者へ通知しています。

今後は、事業者からこれらの意見に対して、見解を示したものが県へ提出されます。それを受け、太陽光発電事業調査審議会に諮問され、最終的な認定・不認定の決定につきましては知事が行うことになります。

町といたしましては、この事業計画に対して、地域で不安に感じている方がいるという声も聞いているので、こうしたことを含め、町意見として提出しています。

また、この計画書の受理・不受理につきましては、県条例に基づき県が判断することになりますので、御理解いただきたいと思います。

以上、「紀美野町太陽光発電所」計画についての答弁とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) それでは、田代議員の2つ目の御質問、「社会的ひきこもりからの自立について」お答えいたします。

田代議員御指摘のとおり、仕事や学校に行けなく、かつ家族以外の人との交流がほとんどできず、6カ月以上続けて自宅に閉じこもっている状態、いわゆるひきこもりの40歳から64歳の方が、全国で推計61万3,000人いるとの調査結果が発表されました。この対策については、本町においても、極めて重要な課題であると認識しております。

現在、本町では、ひきこもりをはじめいろいろな相談は、総合相談窓口である保健福祉課内の地域包括支援センターで、地区担当保健師並びに担当者できめ細かに相談、また、町広報には、包括支援センターや巡回相談の案内を毎月掲載しているところでございます。

しかしながら、ひきこもりは、本人並びに家族からの相談件数が極めて少なく、相談を敬遠する傾向にあります。また、ひきこもりは、長期化すればするほど、家族関係のねじれ、本人の挫折感、就学・就労などの社会復帰の機会の減少など支援が難しくなることから、平成30年8月、民生委員児童委員の協力のもと、ひきこもりの実態調査を行いました。その結果、町が既に把握している方を含めると、少なくとも10名程度の方がいることがわかりました。

その方々については、現在、支援機関である、障害者相談支援事業所（町内では野上厚生総合病院内）や海南保健所、県ひきこもり地域支援センター、ハローワーク、若者サポートステーションなどに御協力いただきながら、家族のサポートを含め、相談を行っているところでございます。

今後も引き続き、広報等により周知を図っていくとともに、御家族や御本人からの相談しやすい体制づくりや、社会活動につなげるための長期的・段階的な支援を行えるような体制づくり、そして、早期発見のため関係機関との連携を進めていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いします。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立をして、通告項目に従い、質問、答弁をしてください。

6番、田代君。

○6番（田代哲郎君） 太陽光発電事業についてですが、確かに受理するかしないかは県の判断によると思われます。しかし、その計画に対する認識の問題なんですけど、造成計画に必要な地質、土質に関するデータが全くないのは、先ほども指摘したとおりですが、識者は、岩質や地盤の固さや締まりの程度を評価したり、基礎や地盤反力等の設計に必要な地盤定数、土質定数というんですが、推定に利用するN値などのデータが全くないと、これは識者の指摘です。

計画地及び周辺に多くの湧水があり、谷や流水が見られます。切り土、盛り土、造成工事にはこれらの基礎データが必要であるが、計画書には調査したという記載はありません。

重ねてお聞きしますが、町として調査不十分であるという認識は持っておられますか。その点についてお答えください。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の2回目の御質問でございますが、町として、その業者が調査不十分であるということにつきましては、いろいろ住民の皆さん方からの御意見、この中にもございました。

そうした中で、十分やはりこの調査をし、そして、その地元住民の皆さんに詳しく説明をしてくれということで、知事に対して意見書を出しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 既にもう計画書は出ているわけですから、その計画の内容、例えば、先ほどからも繰り返しますが、ボーリング調査であるとか、後からやったかもわかりませんが、その計画書を縦覧するに供した計画書の段階では、そういう調査がほとんど行われてないということ、これは町のほうでも調査が不十分だという認識で、多分調査をして、改めて調査をするということであれば、その計画書自身が、一度、撤回するか、そして調査をやり直して、それでできた計画書でないと、詳しい説明というのはできないわけですね。その点について、町として考えがあるのかどうか、お聞か

せいただければ。つまり調査なしで計画書はつくられているわけですから、改めて調査をするということであれば、計画書自身も立て直すというか、し直して、その上でないと住民に説明ということにはならないと思うんですけど、その点についてはどう考えておられるのか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再度の御質問でございますが、調査不十分ということで、私も実は直接、議員も交えた中で御意見をいただいております。そうした中で、やはり地元住民の皆さんに詳しく説明できるような、そうしたことをやりなさいよということで、私は知事に御意見として出しております。

 したがいまして、それにつきましては、あとは県のほうでその判断をしていただいて、そして、今、恐らくそうしたこちらの意見を業者の方に通知をされているというふうな話もちょっと聞いておりますので、それに対する意見というんですか、回答、これが県のほうでどうした対応をされるんか、それは一応、県のほうへお任せをしたいというふうに思っております。

 できるだけ、やはり地元住民の皆さんは非常に心配されているという話も聞いておりますし、そして、調査不十分やという御意見も、その中にはございます。そんな中で、やはり町といたしましては、地元住民が納得できるような、そうしたやっぱりことが必要であろうというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

 以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） そういった点を上げれば切りがないんですが、ここ一つは、自然環境の保護というか、動植物に関する調査について、太陽光発電所の実施に関する条例では、当該太陽光発電事業に定める太陽光発電事業が、和歌山県環境影響評価条例第2条第2項に規定する対象事業以外の事業である場合は、規則で定めるところにより、当該太陽光発電事業の実施が環境に及ぼす影響について、環境の構成要素に係る項目ごとに調査予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程において、当該太陽光発電事業の実施に係る環境の保全のための措置を検討し、その土地が公である場合における環境に及ぼす影響を総合的に評価していることという、これが条件になっているわけです。

 つまり、自然環境をきちっと調査して、その上で評価するということになっているわ

けですと、その担当課は多分、これは教育委員会だと思うんですけど、動植物に係る生活環境影響調査は、現地を調査するのは重要なのに、行われた形跡がないと、その記述がないわけですから、文献調査のみの記載ではないかというふうに思われます。

文献調査から判明した希少生物の所在や分布が把握されていないということと、計画地や隣接地は池、湿地、それから森林などからなる生態系が形成されていますが、縦覧資料では、林地はアベマキ、コナラ林としているが、今はそうではなくて、シイやカシなどの主な照葉樹林に変わっています。だから、樫河池とか谷間の池、谷の湿地には、またイモリやヤマアカガエル、トノサマガエルなど、和歌山県のレッドデータブックで準絶滅危惧種の両生類がかなり目撃されています。鳥類では、これも絶滅危惧種のコノハズクの鳴き声も聞くことがあります。

そんなことで上げていけば切りがないんですが、動植物の実態調査を行おうと思えば、最低、四季を通じて1年間という期間が必要です。ですから、環境影響調査が不十分で、実態が把握されないまま、自然環境や生態系が壊される可能性について、いわゆる担当、多分教育委員会だと思いますけども、どういうふうな意見を述べておられるのか、その辺についてお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 今の話ですけども、環境に及ぼす影響ということで、動植物の調査について、教育委員会では特に調査していません。あの中にあるのは文献調査ということであります。

あの下に、埋蔵文化財が包蔵地になっておりまして、その埋蔵文化財の包蔵地については、調査が必要ということで、具体的な手続きというか、県の文化遺産課に書類を上げている段階です。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 例えば、あそこは樫河池遺跡ということになっていまして、重要な遺跡があるということで、ところが学術的な本格調査というのが、今までにはされていないということで、たまたま樫河池遺跡は後期中石器時代から縄文時代の遺物包蔵地で、土器類や石器類が今までにも検出されています。中でも石のおのということで、和歌山県では樫河池遺跡と不動谷遺跡の2例しかない貴重な出土品もあります。

地域内における遺跡の有無を確認するための、こういうのは遺跡ということになって

いれば、事前調査が普通なんです。調査した上で、どういう設計を立て、計画を立てるかということで、普通どこの遺跡でも、遺跡となっている場合は、事前調査した上で、工事の途中で行き当たった際、工事をとめて掘り返してということではないと思います。ましてや非常に貴重な遺跡で、特にあそこは狩り場ということになっていますが、ひょっとしたら狩り場だけではなく、居住跡も出てくるん違うかというような意見もあります。

こういう事前調査をしていないということについて、教育委員会としていわゆる意見を述べられているのかどうか、その点、もう一度確認させてください。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 事前調査は必ず必要になります。それで、工事にかかる前に、必ず予備調査というのを行います。それがまだ日程的には決まっておりません。それで、予備調査をした上で、もし重要な構造地に物が出てきた場合には、また本調査ということになります。今まだその日程については決まっていない状況です。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） それでは、どこに質問をしたのかな、住民課だと思うんですが、紀美野町のキャッチフレーズというのは、「最高のないが、ここにある」というキャッチコピーというか、自然豊かな美しいふるさtoを目指していると、これを目指しているんだということが、紀美野町のキャッチコピーなんですね。

檜河池という自然豊かな地域に3万8,000枚ものソーラーパネルを敷き詰めた光景というのは、まちづくりに、そういうまちづくりのあれに逆行するのではないかと考えますが、そういうことについても意見を持っておられるんですか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、この当町におきましては、豊かな自然を生かした夢とか希望のあるまちづくりで一貫して今まで進んでおります。しかしながら、この経産省のほうでは、やはり自然エネルギーの活用というふうなことも出されております。そうした中で、あちこちにそうした太陽パネルというのが出されておる、そうしたことも事実でございます。

やはりこの紀美野町、景観を大事にした、そうした中で配慮していただいた中で、そうしたことを実行されるというのと、いろいろあろうかと思いますが、やはり県のほう

でそうした細部にわたって、今５３０件と、先ほど課長が説明申し上げましたが、意見が出されている。その中で、そうした意見を掌握して、そして、業者のほうに質問をしているというふうな状況を聞いております。

そうした中で、その回答に伴って、県のほうでどうした判断をし、そして、審議会のほうへ、専門家である有識者のその審議会のほうへかけられる、そうした経緯において、これは進められると思います。

そうした中で、やはり当町としては、冒頭に申し上げましたように、やはり景観、自然景観というものをやはり重視していきたいなど。したがって、逆に言えば、その業者の方の、その自然景観も、どうして皆さん方に納得をしていただけるような、そうした計画を立てられるのか、そこら、注意していきたい、そのように考えているところでございます。

したがって、私が申し上げたように、地元住民の皆さんに十分説明のできる、そうした計画にしてくださいねということで、県のほうへ意見として出しております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ６番、田代哲郎君。

○６番（田代哲郎君） 県知事に対して、そういう要望の意見書を上げたということとは、町長さんをはじめ町も、この計画には問題があるという認識を持っておられるのかどうか、その点についての答弁を求めます。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再々度の御質問であるかと思いますが、とにかくこの事業について、今、文書化し、そして質問をし、また回答を求めているという段階でございますので、いかにそれに対して対応できるのかということが大きな問題であろうと思います。

そうした中で、やはり町といたしましては、県に対しての意見を出し、そして、その成り行きを見守ってまいりたい、そのように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ６番、田代哲郎君。

○６番（田代哲郎君） 要望を出してということであるんですが、これずっと上げていくと、いっぱいこういうことがあるんです。事前調査をほとんど行われていないという、上げれば切りがない状態で、こういうのって、県に対しては細々とあれされてい

るんですが、調査が不十分という、これは県が決めることでという答弁になると思いますが、一旦撤回を求めるということを県に対してさせるよう、県に要請するということはあるんですか。難しいんですか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再々度の御質問でございますが、県に対して撤回を求めるというふうな御質問であろうかと思いますが、今、県のほうでそうしたやりとりをしている、そうした段階において、町は撤回を求めるというのは、私はできないというふうに思います。したがって、県のほうの判断、それを注意をしながら注視していきたい、そのように思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） この問題、もう言い出したら切りがないので、次のあれに移ります。とにかくよく問題があるということで、町としてもいろいろ要望しているということだと思いますので、その点をきちっとやっていっていただきたいと思います。ひきこもりの問題です。

ことし5月の川崎市での無差別児童殺傷事件と、6月に東京練馬区で起きた事件で、ともに容疑者や被害者が事件前、ひきこもり生活を送っていたということから、ひきこもりは危ないかもしれないという誤ったイメージが流されたことがあります。練馬の事件では、父親が、迷惑をかけるぐらいなら生きていないほうがいいと、自分の息子を殺してしまいました。「ひきこもり」というキーワードが、犯罪者予備軍といった誤ったイメージによって亡き者にされていくという、ある意味でひきこもりは危ないかもしれないという空気に殺されたようなもんだというふうに思います。

犯罪者予備軍というイメージに、当事者たちはかなり苦しめられていると思います。これ以上そんなイメージが広がったら、ますます当事者は社会とつながれずに、ひきこもりであることを他人には話せなくなってしまうと思います。だから、なかなか相談しにくいという実情があると思います。まして犯罪者予備軍というような考え方というか、そういうイメージがあるということ、そうした実情をしっかりと理解しながら対応していければと思いますが、この点についてどう考えておられるのかお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 田代議員の御質問にお答えいたします。

川崎市や練馬区で起きた事件で、ひきこもりに対する誤った認識については、住民に対して、ひきこもりについて正しく理解をしてもらう必要があるかと考えておりますので、このあたりについては広報等で、そういうような正しい知識を広げていく必要があると考えております。

また、家族の支援についても、きめ細かく支援をしていく必要が、本人だけではなくて、家族の支援があつて、そういうようなひきこもりの状態のほうから立ち直れるかと考えておりますので、家族全体をきめ細かにサポートしていくような体制づくりを努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） きめ細かな対応ということで、実態を把握してということで、先ほどの答弁の中で、民生委員の方々であるとか、そういうところで、多分しかし、周りの私たちが聞き及ぶことでも、周りの人は、あそこの人はひきこもりと違うかと、全然家から出てこないよというような話から、実態の調査というのは、必要ではあるんですが、この町にも10人程度おられるということで、しかし、なかなかつかみにくいというか、自分はひきこもりですというようなことが出てくることは、自分でひきこもりであるということを言われることはほとんどないと思います。自分ではそう思っている、なかなかその原因とかあれもあつて、そういうことを、自分からは訴えにくいと思います。

当事者にとっても親にとっても大切なのは、安心して話せる場所というんですか、そういう場はいっぱい県下にはあります。例えば親の会とか、そういうグループが、ひきこもり当事者の作業所であるとか、そこへ行っていれば、みんな同じですから、そういう場へつないでいくという、カウンセリング的なことをしようと思えば、非常に専門的な知識も要るし、例えば、親御さんが、両親がどうしてひきこもりを理解すると、認めるというか、そういうことから始めていくか、受容するということから始めていくということになるんで、非常に難しい、専門的な知識も要るようになりますが、そういう話を聞いて、そういう場所につないでいくと、こういうところがあるよということでいくことは、そんなに難しいことではないと思います。

何よりも一番その人たちが安心していうのは、自分たちだけではないと、そういう人がいっぱいいるよという、自分だけではないんだと、これは共感というんですけど、私たちは共感とか平等感というんですけど、自分だけじゃないということがわかってく

るだけでも全然違いますから、そうしたことに対する、特にそういう場所に、そういう場とかグループにつないでいくということを大事なことやということで理解していただければ、そういう対応をしていくようにしていただければ、きめ細かなことがいろいろありますけども、要はそういうことだと思うんです。

そういうことをきちっと理解していただければ、対応もそんなに難しいことではないというふうに思いますので、ただ、当事者から相談に来れるように、相談窓口をしっかりと広げて、しっかりこういうのがあるよというふうに当事者からわかるように、見ることがあるように、そういう取り組みを進めてほしいと思います。

そうした理解していれば、難しいことではないと、対応も難しいことではないと思いますので、そういう点についてどう考えておられるかお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 田代議員の再質問にお答えいたします。

ひきこもりの方がなかなか自分で相談しに行く、安心して相談するところを提供していくというのが、行政の役割だと考えております。ひきこもる期間が長ければ長くなるほど、余計に家族の方、また本人からの相談もしづらい状況であると思いますので、そのあたり、専門の方と一緒に訪問して、まず、家から一歩出るということもできない方も、何人もいらっしゃいます。その第一歩を踏み出すために、家族、田代議員がおっしゃった家族の会であるとか、作業所であるとか、そのあたりの情報提供も踏まえながら、その人がどうしてそうなったという経緯も踏まえながら、相談をしながら、自立した生活に一歩でも近づくような支援をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） 専門職の人と訪問するという話ですが、どうしてひきこもりやというふうに、そのおうちの子供さんなりを、学校での不登校というのはわかります。誰が不登校って、それは教育委員会でも把握しているし、それから、ひきこもりになっていくケースも多いわけです。だから、不登校を経て、長いことひきこもっているというのはわかりますけど、家からなかなか外へ出てこないだけで、あなたはそこへ行って、外へ出ていませんかとか、ひきこもりについての、今言ったようなたまにというに変ですけど、安心しておられる場所とかを紹介するというのは、こういうところがありますよということで、ただ、訪問される側については、自分からひきこもりであると

いう意思表示はしていないわけで、だから、非常にやっぱり抵抗感があるんじゃないかというふうに思いますので、やはり待つということのほうが大事ではないかというふうに思います。

自分からひきこもって苦しんでいますという意思表示をしてこれるような取り組みが大事ではないかと思うんですが、その点についての考えをお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） ひきこもりになった原因については、不登校であったり、いじめであるとか、受験であるとか、就職であるとか、人間関係であるとか、家庭内の問題であるとか、人それぞれできっかけは違います。そのあたりのきっかけも、本人からそのきっかけについて詳しく説明してもらおうということは難しいとは思いますが、そのあたりの要因も含めて、相談を聞かせてもらって、立ち直るきっかけも探りながら、支援をしていきたいと考えております。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） ひきこもりの原因というのは、不登校であったり、不登校が長くなってということもありますし、職場での人間関係で、特に今のようにいわゆるノルマが厳しいというか、一定の成績を上げていることをアピールしなければ居場所がないというようなこともあります。

ただ、一番多い原因というのは、退職した人というふうに言われています。仕事を退職して、それからひきこもりになったというのもあるんで、やっぱりそれはそれなりの事情で、話を聞くということは大事で、そういうのを探すというか、そういうところを訪問してということも大事だと思うんですが、やっぱり待つという、相談しやすいように言って、本人からひきこもって苦しんでいます、葛藤していますという意思表示があるような取り組みが大事ではないかというふうに思いますので、その点についてもう一度答弁を求めます。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） ひきこもりの方、それから家族の人からの相談しやすい、待つという姿勢のところも大変重要だと思います。ただ、積極的に働きかけていって、早期に解決していくことも必要だと考えております。ひきこもりの原因の中に、そういう挫折感とか、退職とか、きっかけはあるんですけども、その中にも発達上の問題であるとか、精神疾患であるとか、そういうところも隠れている部分もありますの

で、そのあたり、専門的な職の方と相談しながら、対応していきたいと考えております。
よろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、田代議員の一般質問が終わりました。

続いて、2番、廣瀬隆一君の一般質問を許可します。

（2番 廣瀬隆一君 登壇）

○2番（廣瀬隆一君） それでは、私のほうからは、救命率向上の地域格差ということに関しまして、大きく2点、質問をさせていただきます。

初めに、AEDの設置状況についてであります。現在町のホームページ上には、町所管の施設として25カ所が掲載をされています。その他民間施設等にも設置しているところもあるかと思いますが、東西に長い当町において、町役場を中心とするこの西部地域にはかなり充実しているかと思いますが、東部地域においては数も少なく、119番通報をしても救急車の到着に時間がかかります。AEDを使用することができなかった場合、心肺停止状態において1分1秒を争う現場においては致命傷となります。ましてや日曜・夜間に使用できる施設となると、警備員・宿直のいる施設と限られてまいります。

そこで、お尋ねをいたします。1つ目、AEDの使用実績について、2つ目に、日曜日・夜間に使用できる施設について、今後の設置計画及び設置基準についてどう考えるか、御答弁をお願いします。

続いて2つ目ですけども、以前救急車の受け入れについて質問をさせていただきましたが、今回は、救急車の現場到着までの時間についてであります。町中でも到着時間の平均で10分が目安となっているようですが、東西に長く、消防署が西側に位置する当町においては、10分では到底到着しない地域が多く存在するかと思います。先ほどのAEDの件では申しませんでした。救急車到着までにできることが、心肺蘇生やAEDを使用することで救命率の向上につながるかと思います。

そこでお尋ねをいたします。1つ目、救急車の現場到着までの平均時間は何分ですか。2つ目に、約10分でカバーできる地域はどこまでになりますか。3つ目に、救命率向上の取り組みについて教えてください。

以上で、質問を終わらせていただきます。改めて御答弁をお願いいたします。

（2番 廣瀬隆一君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） それでは、廣瀬君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） それでは、廣瀬議員の「ＡＥＤの利用と設置について」の御質問にお答えをいたします。

まず、ＡＥＤの使用実績についてでございますが、過去５年間に調査いたしましたところ、平成２６年９月７日、農村総合センターで使用してございます。使用確認できたのはこの１回のみでございます。

現在、町内には少なくとも４１施設にＡＥＤが設置されていると思われます。役場の所管施設におきましては、役場本庁、支所、出張所、小中学校、こども園・保育所、スポーツ・文化施設など職員が常駐している２３カ所に設置してございます。

また、役場の所管施設以外では、交番や駐在所、農協、銀行、バス会社、ゴルフ場、商工会、病院、宿泊施設、五色台広域施設組合、それから県の施設など、少なくとも１８施設でございます。

この中で、日曜日や夜間にＡＥＤが使用できる施設は、どれぐらいあるのかという御質問にお答えをさせていただきます。

休日使用可能な施設・事業所は２２施設、夜間対応可能な施設等は１３施設、２４時間対応可能施設等は、７施設でございます。

３つ目の今後の設置計画及び設置基準についてでございますが、現在明確な計画や基準はありませんが、今後は協力いただける民間施設への設置も考えていく必要があると考えています。

住民の方をお願いしたいのは、自分の一番近くにあるＡＥＤはどこにあるかということを知っておいていただきたいということです。町が設置している施設の一覧は、紀美野町のホームページの「ＡＥＤ設置状況」で見ることができますし、ことしの春、全戸に配布いたしました土砂災害ハザードマップにも掲載してございます。

また、町以外の施設につきましては、リンクしている和歌山県ホームページの「県内のＡＥＤ設置施設」で見ることができます。

また、ＡＥＤを設置していない施設や野外で人が集まるイベントなどには、ＡＥＤを携帯する習慣をつける取り組みを推奨していきたいと思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

（消防長 家本 宏君 登壇）

○消防長（家本 宏君） それでは、私からは廣瀬議員の地域性による救急車の到着時間等についての答弁をさせていただきます。

1点目、2点目の御質問に関しましては、平成30年中の救急出動561件を基準としてお答えいたします。

まず、1点目、救急車の現場到着までの平均時間についてであります、約9分20秒でございます。

2点目の約10分でカバーできる地域であります、消防署を中心に西側はほぼ全域、北側は長谷地区付近、南側は奥佐々地区付近、東側は松瀬、樋下地区付近となります。

次に、3点目の救命率向上の取り組みですが、住民の方々に対する応急手当の普及啓発に最も力を注いでいるところでございまして、平成26年から昨年までの5年間で、延べ2,368名の方々に、救命講習を受講していただきました。

また、毎週1回、長谷毛原地区までの救急パトロールを実施するとともに、本年7月からは不定期ではありますが、日中、毛原地区を中心とした町の東部地域を限定的に、救急車でパトロールや調査を行っています。

さらには、消防自動車で外勤する際には必ずAEDを持参し、有事の際にできる限り迅速な対応ができるよう努めているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

（消防長 家本 宏君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い、質問、答弁をしてください。

2番、廣瀬隆一君。

○2番（廣瀬隆一君） それでは、再質問ですけれども、先ほどの使用実績については、1件ということであったんですけども、現実には使いたくても使えなかったというようなケースがまずあったのかどうか。ちょっと事前でなかったんですけど、ちょっとそこがもしわかれば、まず教えていただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 廣瀬議員の質問にお答えをいたします。

私のほうでは、そういう事案といいますか、連絡もなければ、何人からも伝え聞いたことはないので、今お答えできるのは、そういう事案はございませんでしたということだけでございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 2番、廣瀬隆一君。

○2番（廣瀬隆一君） それでは、先ほど設置の施設について、トータルで41施設という形でお話があったんですけども、この細かい数字は別として、いわゆる庁舎を中心とした西部と東部との比率はどのぐらいになっておりますか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 比率についても、今何対何という詳しい数字は持ち合わせておりませんが、当然、西部のほうが官公庁とか24時間使用できるような施設、病院とかもありますので、当然、非常に多い比率になっておると思います。

この町の中でも特に上神野地区というのが、支所、出張所もございませんし、診療所もございません。ですから、東部地域の中でも上神野というのが一番設置率が低いというふうに認識をしております。

それで、民間施設等への設置も、今後は考えていく必要があるのかなというふうに、先ほどの1回目の答弁でもさせていただいたところであります。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 2番、廣瀬隆一君。

○2番（廣瀬隆一君） なかなか施設があっても、やっぱり自分が住んでいる場所から、どこに一番近いところに例えばあるかというのが、これは住民の問題になるかと思うんですけども、当然、紀美野町にどんどん人が来てほしいわけですから、そういったことを考えると、そういった方は、事前にAEDがどこにありますよということを確認してから遊びに来るということはまず少ないと思いますので、そういったことを含めて、まず、民間の施設のやっぱり場所がまずわかりにくい、町はホームページも掲載していますけども、まずわかりにくいということがあります。

先ほど御答弁で、民間のところというお話もございました。やっぱり休日とか夜間となると、本当にぶち破って入れるかという本音の話が出てきますので、そういったことを踏まえて、今後の設置計画、また基準という中において、いわゆる屋外型のボックスという形でAEDを設置していただくと、そういうことを御提案したいなど。それで

あれば、金額は当然、施設内に設置することを考えれば、アップするわけなんですけども、使い勝手はそれのほうがいいのかと。

ただ、どういう形になるかわかりませんが、いわゆる外ですので、盗難とかいうことがどの程度予想されるかという問題はあるかとは思いますが、その設置に関しては、まず、エリアの充実という意味で、まず屋外型を採用していただくと。あと、設置する場所に関しては、先ほど言われたこともありますけども、どういう形で、どこに、またどなたのおうちに設置するかということも、また個人情報云々も関係してくるかと思うので、含めて設置という部分に関しても、また検討していただいて、本当にいざというときに利用できる、使用できるAEDの設置ということをぜひ検討していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細谷君。

○総務課長（細谷康則君） 屋外に設置という今御提案もございました。確かにAEDというのは、非常にナイーブな機械でありまして、夏の暑いときとか、冬の冷たいとき、寒いときは、寒いのは好まないものでありますんで、屋外の設置というのは非常に研究が必要やったと思います。天候であるとか、先ほどおっしゃられたいたずら、そういうことも含めて管理上の問題、それからまた費用ですね、そういうものも考えると、結構、高額になるんじゃないかというふうに思いますし、また設置するところもいろいろと決めていかないといけないということもあります。

それで、すぐに設置というふうにはいかないかもしれませんが、当局としてもいろんな事例とか、そういうものを研究していきまして、一番いいような方法を模索していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 2番、廣瀬隆一君。

○2番（廣瀬隆一君） また、今の屋外設置の件ですけども、いわゆる温度管理ということがございました。これはもう既に温度管理については、いわゆるできる、金額の問題は当然出てくるんですけども、温度管理ができる、そういうボックスというのも既にできておりますので、そこらも含めてぜひしっかりと検討していただきたいなというふうに思いますので、もう一度御答弁をお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 廣瀬議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、屋

外型という御提案でございました。これにつきましては、やはりAED、非常に使用の仕方によっては、これは危険な場合もございます。そういうこともあるんで、これから一つ屋外型がどのような使用のされ方をしているのか、また、どういう設置をして置かれているのか、そうしたことを研究をさせていただきたい。そしてまた、検討した結果、対応していきたいなと、このように思いますんで、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 2番、廣瀬隆一君。

○2番（廣瀬隆一君） 今の件に関しては、ぜひ検討のほうをしていただきたいなというふうに思います。

ちょっと次の2点目の質問にもAEDは一部関連してきますので、またちょっと出てくるかと思うので、2点目の質問に移りたいと思います。

先ほど救急車の現場到着時間、また10分でカバーできる地域ということで御答弁ありました。また、特にカバーしにくいというか、時間がかかる地域に関しては、パトロールとか、また消防車、救急車を走らせる。消防車、AEDを携帯して走るというように御答弁がございました。

やっぱり現実的に救急車、本当に長谷地域まで行けば、半時間以上かかるのかなというふうにも認識をしております。現状は御答弁いただいたとおりかなというふうには思っています。

そういった中で、救急車の到着するまでに、いわゆる何もすることができないと、時間だけたつてという現状が起こり得るという現実があるのかなというふうに思います。先ほどのAEDにも絡んでくるんですけど、AEDがやっぱしあったとしても、使えない現状もあるかなということもありますし、そういった面からも、一つこれも御提案ということでさせていただきたいなというふうに思います。

この救命率の向上ということで、到着までに急病人を手当をするということで、仮の名前ですけども、町民救急活動支援員と、こういう制度の導入を提案させていただくと。これはどういうことかという、実際、直近で行きますと、群馬県の渋川市というところで、12月から運用されております。というのは、これは要は救急車到着までに時間がかかるという、この観点において、先ほど10分という言葉を出したんですけども、AEDも1分時間がおくると、70%、80%の要するに致死率という、向上してしまうということになりますので、そういった意味でも、いかに早く使うことになるか

と思うんですね。

そういった意味で、今言った支援員という養成制度ということでもあります。これは当然、支援員になるということに関しては、細かいことは当然、消防のほうで救急のほうでいろいろと講習するということで、当然、上級の救命講習とか、規定の講習を受けていただくとか、心肺蘇生やAEDの使い方とか、止血とか、骨折の手当、こんなことを含めて、中身は決めていただいたらいいと思うんですけども、これをまずしていただいた上で、支援員という任命というか、委嘱をしていただくと。

要はそれをどうするかということは、119番通報が入ります、消防に。その段階で救急車が走っても、例えば30分かかりますよと、時間的にですね、地域によっては。そうしたときに、この支援員の方が、行くことが救急車よりも先に現場に到着することが可能であれば、現場へ走るということで、ということは当然、119番通報が入って、その状況がメールで支援員に送られるということですね。だから、支援員どこにおられるかわかりませんので、早く現場に到着することが可能であればということですので、遠いところにいれば当然行けませんので、そういった意味で、そういう。

当然、現場にいち早く着くことにおいて、救急車の到着を待たずにできる救命措置、蘇生をやっていくということでもあります。やっぱりその上で、救急車が来たら、もうすぐその場でぱっと引き継ぐことができるということになるのかなというふうに思っております。

要は、この我が町の地域というのは東西に細長いということで、それはもう消防署がもう一個向こうにあれば、それにこしたことはないんですけども、そのほうが費用が莫大な形になりますので、そういったことを考えて、一回そういう制度ということを検討して取り組んでいただくことが可能かどうか、これも含めて、また今後の安心・安全、本当に人に優しいまちづくりという意味においても、しっかりと、いざというときに対応できるという制度をつくっていただけないかなというふうで御提案をさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 廣瀬議員の今の御提案に対する答弁をさせていただきます。
と思います。

議員がおっしゃるとおり、救急車が到着するまでの間に、そのそばにおられる方が、いかに有効な救急処置を行うかということが、救命率の向上には大変大きな影響がござ

いまして、その対策として、私どもが今先ほども申しましたように、救命講習をできるだけ多くの方に受講していただいて、適切な処置をしていただくいろんな知識を身につけていただくということを最重点的にさせていただいておるところでございます。

今、議員から御提案をいただきました住民の方々による救急支援員制度という御提案をいただきまして、私ども今初めてお聞きしたんですが、いろいろとちょっと今聞きながら考えますと、やはり住民の方々にいろんな情報提供するということに関しましては、やはり個人情報の保護といったような観点、この側面から検討する必要があるのかなど。それと、トラブル発生の場合の補償問題、こういったことも考えないといかんというふうに、ちょっと思ったところでございます。

しかしながら、救命率を高める、また、人を救命する上で、今、御提案をいただいたようなことが、もし他市で行われるということであれば、私ども真剣にいろいろと勉強させていただいて、今後、また可能であれば、そういった取り組みも考えていきたいというふうに思っておりますので、以上で御答弁とさせていただきたい、このように思います。よろしくお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 2 番、廣瀬隆一君。

○2 番（廣瀬隆一君） 今のお話で、トラブルとか、個人情報の云々というお話がございました。これは当然のことではあるかと思うんですね。ただし、一方で、命にかえられないという、この現実の問題があるということで、当然、先ほどの制度のお話の中では、誰でも支援員になれるということではないということですね。そうすれば、町の職員さん、一人でも一緒ということになりますから、個人情報云々になってきたら、お客さんそこへ行きますので、だから、そういった意味でも、しっかりと、それはちゃんと講習は講習できちっと受けていただいて、100%こなせるという人じゃないとだめですし、あと、当然、人間性を含めた、その方の仕事とかいろんな状況も踏まえた上で、当然、それをお願いするということだから、何百人もつくるという考えは当然ございません。

あといろんな形で、当然、なるに当たっては、報酬どうするのというお話も当然出るかと思っておりますので、そこら辺は今の段階では出すという、僕自身の考えはないんですけども、それをまた支援員になっていく方が、それをちゃんと理解した上で、やっぱり地域の住民を守っていくという観点から、言葉では申しわけないですけども、やっぱりボランティアという形で、そのかわり先ほども言いましたけども、確実に現場に早く行け

るというのが大前提になりますので、だから、トラブル云々というのは、結局AEDには通用する、しないにおいても、トラブルは当然発生することがあり得るわけですから、だから、それは一緒だと思うんですね、トラブルということに関しては。そうすれば、やっぱりもっと高度に、普通の人がAED、普通救命講習も私も先月ですか、受けさせていただきましたが、自分らがやるよりも、もっと高度ないわゆる技術、テクニックをちゃんと習得していただいた方にやっていただくというのが大前提だと思いますので、それを踏まえて、もう一度御答弁をお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 先ほど議員のほうから群馬県渋川市という具体的な御提案もいただきました。早速私ども勉強させていただいて、今後はどうするかといったようなあたりも含めて検討させていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 2番、廣瀬隆一君。

○2番（廣瀬隆一君） 今言われたように、渋川市ということで、具体的な地名もございますので、一回検討していただいて、やっぱり命を守る、そういう紀美野町でありたいというのがまず大前提にありますので、命を守るためには何をするかということだと思いますので、それを踏まえてしっかりと御検討をしていただきたいなというふうに思います。

以上で終わらせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 以上で、廣瀬隆一君の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時26分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時39分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、5番、七良浴 光君の一般質問を許可します。

（5番 七良浴 光君 登壇）

○5番（七良浴 光君） 私からは、野上厚生病院のことについてお伺いしたいと

思います。

令和元年9月、厚生労働省が全国の市町村などの公立病院と公的病院の25%超に当たる全国424の病院を「再編・統合について特に議論が必要」として病院名を公表いたしました。

ベッド数や診療機能の縮小を含む再編を地域で検討し、来年9月末までに対応策を決めるように求められておりますが、その424の病院の中に「野上厚生病院」が入っていることが公表されたため、住民の方々は大変不安になっているとの声が聞こえてきております。

そこで、厚生労働省が「野上厚生病院」を再編・統合について特に議論が必要とした理由について、また9月に公表されたことを、国民健康保険野上厚生病院組合の構成町の町長としての考えを、合わせてお尋ねいたします。

(5番 七良浴 光君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、七良浴 光君の質問に対する当局の答弁を求めます。

住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長（仲岡みち子君） それでは、七良浴議員の1番目の野上厚生病院のことについての御質問にお答えいたします。

厚労省が「厚生病院」を再編・統合について特に議論が必要とした理由についての御質問にお答えいたします。

今回の厚労省の発表につきましては、各都道府県の医療構想調整会議で議論の進展が見られない中、厚労省が議論の活性化を図るため「公立・公的等医療機関における平成29年度6月の診療実績データ結果」を一つの資料として、機械的に一定の要件に該当する病院を「再編統合の必要性について、特に議論が必要な公立・公的医療機関等（再検証対象医療機関）」として公表されたと聞いております。野上厚生病院も、その対象とされました。

地域の実情や現状を全く考慮せず、機械的に分析された数値をもとになされたものの公表に対して、全国から厚労省に対して強い抗議や批判がありました。当町も県に対して強く抗議をしました。和歌山県知事は、この問題を重く受けとめ、厚労省に対して強い批判を行いました。

そうした中で、総務省は、「今回の分析は、全国一律の基準により行われたものであり、その結果が、公立・公的医療機関等の将来に向けた方向性を機械的に決定するものではなく、また、今回の分析方法だけでは判断し得ない地域の実情に関する知見を補いながら議論を尽くし、合意を得ることが重要である」と表明しています。

また、厚生労働省から公表された再編・統合の定義ですが、「機能の分化・連携」「ダウンサイジング」「病床機能の転換・連携等の選択肢を含めたものであり、廃止や統合のみを行うということではない」としています。

公立病院には担うべき「地域医療」があり、紀美野町において野上厚生病院は、僻地医療中核病院として、なくてはならない病院であります。今後は一体的な人口減少・高齢化社会等さまざまな課題がありますが、この地域のニーズに沿った適切かつ良質な医療を提供していくために、構成町として全力で支援してまいりますので、御理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長（寺本光嘉君） 今回の厚労省が公表いたしました再編・統合が必要な公立、公的病院リストに厚生病院が入っていたということにつきまして、厚労省は、地域の実情や現状を全く考慮せずに、機械的に分析した結果に基づくものとしているのは、このことは、紀美野町民や周辺住民をはじめ、関係各位に、「この地域から病院がなくなってしまうのでは」と、大きな不安を抱くものであり、まことに遺憾であります。

厚生病院は、和歌山医療圏の中にあって、医大や日赤と実績を比較することはできませんが、当地域の中核病院として地域医療に取り組み、また、僻地拠点病院として山間部にある診療所への医師派遣や訪問診療を実施しているところでございます。

今後も当地域になくてはならない病院であり、また、住民の心の糧である病院として、地域に密着した医療を提供していくために、全力で取り組んでまいりますので、議員各位の御支援と御協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げ、厚生病院の統廃合についての答弁とさせていただきます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い、質問、答弁をしてください。

5番、七良裕 光君。

○5番（七良裕 光君） 再度お尋ねしたいと思います。

先般、野上厚生病院のホームページ、令和元年10月8日付だと思います。「先般報道された厚生労働省発表の記事について」というホームページがあるんですが、その中身は、「厚生労働省が掲げる地域医療構想の議論を活性化させるため、急性期医療中心の限定された指標にすぎません」と掲載されております。

そこで、地域医療構想とはどのようなものであるのか。また、再編・統合とは、現時点での病院の廃止や統合のみを意味するものではないとの表現がありますが、廃止や統合のみを意味するものではないということは、具体的にどういうことなのか。

また、同文中、ダウンサイジングという言葉、先ほど課長からも話がありましたが、ダウンサイジングという文言の意味は、どういうことであるのか、併せてお尋ねいたします。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 御質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、地域医療構想とはということがございますが、これは国が定めたものでございまして、地域医療構想は2025年に向け、病床の機能分化、連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるものであるとしています。

機能推計の内訳といたしましては、高度急性期、そして急性期、回復期、慢性期の4機能ごとに医療需要と病床の必要量を推計してございます。

また、在宅医療等の医療需要を推計することや、都道府県内の医療構想の区域として県が進めていくことになります。それで、和歌山医療圏の内厚生病院は二次医療圏ということになりまして、各都道府県の構想区域として、この二次医療圏が基本であり、県下7医療圏が指定されてございます。目指すべき医療提供体制としましては、そのことを地域医療構想と言います、を実現するための施策として、例えばですけども、医療機能の分化、連携を進めるための施設、設備や、在宅医療等の充実、医療従事者の確保、養成等に取り組むとしてございます。そうした一連のことを地域医療構想として、2025年までに課せられてございます。

それから、厚生病院のホームページの中のことなんですけども、廃止や統合のみを意味するものではないことについてですが、少し御説明させていただきます。

厚労省が提起する再編・統合とは、地域医療の効率化、不足な医療提供体制の確保の観点から、先ほども申しましたように、機能分化・連携・集約化、機能の転換・連携、そしてダウンサイジングと申しまして、病床数等の機能の縮小することをダウンサイジングと申します、を含むと示されることから、病院の廃止や統合のみを検討するものではないという前後についてございます。

厚生病院は、機能分化・連携の観点から言いますと、既に行っております和歌山医大等で、がん等三大疾病などの手術や治療を行い、その後、在宅へ復帰するためのリハビリを厚生病院の地域医療包括病棟が支援するとした連携を既に行っております。そうしたことから、廃止や統合のみを検討するものではないという今回のコメントになったと思っております。

ダウンサイジングにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、規模を小さくするという用語でありまして、現在、いろんな方面に使われてございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 5 番、七良裕 光君。

○5 番（七良裕 光君） 前段の地域医療構想の説明をいただきました。端的に言うと、現在は一般病床、療養病床の 2 つの大枠に分かれておるが、今後、2025 年からは高度急性期機能、また、急性期機能、回復期機能、慢性期機能というような詳細な機能によつての病床を区分していくという話であったのかと私は聞き取ったのですが、再度、その点について間違っていれば訂正をお願いしたいと、このように思います。

それから、ダウンサイジングの説明をいただきましたが、病床数の減少という答弁でございましたが、もう一つ、病院縮小とかということも含まれておるのではないかと、私は考えますが、その点についての答弁、2 件についての答弁をいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 地域医療構想の中に、主な患者の流れという項目もございまして、今、議員がおっしゃられた 4 つの高度急性期とか急性期病院、慢性期とかということがございますが、それはもう従前からの割り振りというものがございます。和歌山医大のように、高度専門医療をすとか、先進医療、救急医療、災害医療等、大

きな医療、高度な医療をするところを高度急性期病院とか、そうした分に分けられておりまして、厚生病院としましては、回復期、ほとんどが厚生病院の中身になってしまっていて、ちょっとここで言っているかということもありますけども、今現在、診療に応じて、その方の病床を診断した結果、紹介状により、医大、または海南医療センター等々、御紹介させていただいて、それで先ほども申しましたように、病状が落ちついてくるときに、回復するための機能を有するというところで、ほとんどが今回復期をやってございます。中には科によって、急性期というんか、一部なっているところもございまして、ほとんどが回復期、そして慢性期としまして、長期療養ということがございます。そして、また、自宅へ戻られたり、また病院、こういった患者さんの流れの一連のものが地域医療構想の中の一画に位置づけられてございます。

そして、ダウンサイジングという話で、私も一つ説明が抜けたかもわかりません。病床数はそのとおりでございますが、議員おっしゃるように、内科、外科、そういった科の編集もあるということも聞いてございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 5 番、七良浴 光君。

○5 番（七良浴 光君） ダウンサイジングの説明の中で、科目の話が出ましたが、端的に言うと、科目も整理していくというんですか、10 あるとしたら、10 の科目を5 つに縮小するとかと、そういうことも含めてダウンサイジングという表現になっておるのかどうかということ、もう一度、確認したいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 今議員がおっしゃられたとおりでございます。再編・統合の定義として、そうした規模の縮小等が含まれてございます。科の再編というの也被含されてございます。

その中にダウンサイジングという言葉のほかに、きちっと説明した中で、機能の転換とか、分化、連携、統廃合というところに進んでまいるということで明記されてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 5 番、七良浴 光君。

○5 番（七良浴 光君） 最後ですが、今後、2025 年までの再編・統合という国の話を受けて、やはり何らかの形を考えていく、そんな中で、構成町の町長として、

今後、病床機能の転換とか、病床の整理、合理化とか、そういうものを積極的に進めていくために、大胆な財政支援を国・県にしっかりと要望していただきたいと思いますので、そこの決意だけ、最後をお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 七良浴議員の再々質問にお答えをいたしたいと思いますが、この件につきましては、私、新聞に載り、また公表されるという段階において、もう既に知事に対して異議を申しております。といいますのは、こういう医療構想、これにつきましては県がすべきものであって、厚生労働省がすべきものじゃない。そうしたことで、異議を申してくださいということで、言っております。

それに対して、知事の１０月でしたか、の県政の公表する場で、これについては遺憾やということで、知事の口から発表していただいたということでございまして、今後につきましては、やはりこの県といろいろ相談をしながら、やはり指導を受けながら、これについて対応してまいりたい、そのように考えております。

しかしながら、やはり根本的には私は厚生病院というのは、この紀美野町の僻地医療の拠点である、また同時に、住民の皆さんの心の糧であるというふうに考えておりますので、これについては、本当に死守をしていきたい、そうした思いがございまして、皆さん方の今後とも、これに対する御理解、御協力をひとつよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、七良浴議員の一般質問が終わりました。

続いて、１１番、美濃良和君の一般質問を許可します。

（１１番 美濃良和君 登壇）

○１１番（美濃良和君） それでは、議長さんのお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、風力発電に関しまして、会社等の動きはどうかと、また町としての考え方はどうであるのかをお聞きしておきたいと思います。

と申しますのも、この日曜日にきみの雑技団という方々と実行委員会で学習会が持たれまして、議会からも数人の方が参加されておりましたけれども、その後、他の町外のこの０３、０９という２つの会社があるんですけれども、０９の会社に関する地域の方から、環境アセスメントをするための小屋をつくるための用地を貸してほしいと、そう

いうふうな形で回ってきていると、そういうふうな話がありました。

ともすれば、この風力発電も終わってしまったんじゃないかと、そういうふうな期待を多くの方々が持っておられるわけでございますけれども、このことが示すように、まだまだこの問題は終わっていないというのが状況であります。

それで、先に聞きましたように、町としてはどのようにこの問題についての会社等の動きについてを把握されているのか。また、町としてはどのような対応を考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

次に、消費税についてお聞きしたいと思います。

10%に引き上げられたことによる影響はどうであるのかですね。また、インボイスという方式が令和5年ですから、4年後に導入をされていくということでございますけれども、それに対する影響についてお聞きしたいと思います。

まず、10%の引き上げがされまして、景気が落ちたように、私もスーパー等に行って感じるところであります。一般の方々のお話を聞いても、景気がというんですか、物が売れなくなっているというふうな話をお聞きいたします。

この緩和策として、国がお金を入れて取ったポイント還元ですね、キャッシュレス、これについて、この間、朝日新聞ですか、それを見てみますと、自治体によって格差があると。全国で5つの自治体、村ですけれども、利用できないところがある。和歌山県では北山村がそうであるようでありますけれども、こういうふうなことで、紀美野町では何件の商店がこのキャッシュレスに対応するところ、やっておられるのか聞きたいと思います。

また、次の問題としてのインボイスの問題であります。この方式が、これから入ってまいりますと、4年先ですけれども、大変な問題が起こってくるということで、商工会も、また農協についてもこの問題が大変な課題ではないかというふうに思うんですね。

端的な話、リンゴがあると、リンゴが1個100円、これは食べるものですから8%、これ8%の税率ですよ。それを買った方が、それを使ってアップルパイを焼いたと。アップルパイはこれ300円で売ったら、これも8%ですから24円ですか、ですから、24円から引く8円で16円を税として納めなきゃならんわけですがけれども、今現状ではこれでいいんですけれども、インボイスが導入されると、そうはいかんのですね。適格請求書発行事業者、こういうふうでなければならないということで、今現在でも1,000万円以上が消費税を払う業者なんですけれども、これが800万円になったら免

税になるんですけども、反対に買った方が落とせなくなってくるので、適格請求書発行事業者として適格請求書を発行してもらわなきゃならない。ですから、そういう方は、物を買ってもらえなくなりますから、８００万円でも７００万円でも、適格請求書発行事業者として税務署に申請をして、そして番号をもらわなきゃならないという、こういうふうになってくるようであります。

当然、今まで消費税については、そういう面では免税ということで済んだんですけども、これが一々計算して払っていかなくちゃならない、そういうふうな状況になると、こういういろんな矛盾が出てまいります。町としても、物品を買ったりもすると思いますけれども、業者によっては１，０００万円以下の業者もあるかというふうに思うんですけども、そんな問題も起こってまいります。そういうことで、この影響の状況について、お聞きしたいと思います。

次に、農業を町の基幹産業にする、そういう取り組みですね、こういうことが大事かというふうに思います。

国連の「家族農業の１０年」という、そういう宣言が１７年にされまして、そして、ことしからそれが、これから１０年間ということが、そういう年になるそうでありますけれども、これは、実際これから人口がどんどんとふえていきます。今、７３億人ですが、それが２０５０年には９７億人、２１００年には１００億人というふうに国連のほうでは世界的の人口がふえていくと。そうなってまいりますと、確実に物が食べられない、そういうふうな方が出てまいります。

ところが、世界的な農業というのは、地平線の向こうまでずうっと１枚の畑というふうな、そういうイメージを持っていますけれども、それはもうごく一部の話で、実際は１ヘクタール未満の農家というのが７３％というふうなことであります。その１ヘクタール未満の小規模農家が世界の食糧の８０％以上を生産されていると、そういうふうなことです。国連としても、何としても将来の食糧不足対策として、小規模農家をどのように発展させていくのかと、そこに来ているわけなんです。

小規模の基準が何ヘクタールとかと言われても、これは実際難しい話ですので、家族農業というふうにくくっているようなんですけども、今、この家族農業の１０年というふうな、国連がやっておりますけれども、それをもとに日本でも家族農林業の１０年の対策、和歌山県でも全国に先駆けまして１０月１８日に「家族農林業のプラットフォーム・和歌山」というのが設立されました。これがだんだんと全国的に広がっていくと思

うわけでございますけれども、家族農業をどのように発展させていくのか。

よく言われるんですけども、安倍首相のアベノミクスの三本の矢ですか、その最後の一本で、この問題になってきているわけですが、結局のところは農業も商工も同じ基準のところで比較すると。しかし、農業と商工は同じところではいかなのですよね。農業というのは、もう本当に手作業であったり、またしかも気候によって大きく影響がされるということで、ここのところをどのように引き上げていくかということについては、特別の観点を持たなきゃならない。それが証拠に、戦後、食糧難のときには、供出米でどんどんと警察まで動員して食糧が農家から持って行かれたんですけれども、その後、食糧制度という食糧の安定する米の値段を決めると、そういう制度があったわけですが、今それもなくなってきていると。実際にそういうふうなところで、どういうふうな小規模農家、紀美野町の農家のようなところの方々を、よく頑張ってもらえるようにするのか、そういう点で、やはりこれはもう厳しい中ですから、自治体なり、言うならば一番の問題は国なんですけれども、そこが援助しない限り、問題は何とも仕方がないというような状況になっているかというふうに思います。

そういうことで、この紀美野町としても、全国の自治体が頑張ってもらったらいんですが、まず、私たちの紀美野町としても、その対策として池や水路の管理、また果樹園においては農道の管理など、あらゆる施策を応援しながら、農業を引き続き頑張ってもらえると。そして、生産をふやしていってもらえるような、そういう施策をとっていくべきではないかというふうに考えます。そういうことから、町の考えをお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

(11番 美濃良和君 登壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、美濃君の質問に対する当局の答弁を求めます。

住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長（仲岡みち子君） それでは、1番目の「風力発電に関して会社等の動きはどうか。また町としての考えはどうか」との質問にお答えさせていただきます。

風力発電事業の事業者の進捗状況につきましては、令和元年12月4日において事業者を確認したところ、現在何も進んでいないと報告をいただいております。

以前から申し上げますとおり、今後、環境調査等が進むとすれば、準備書が提出

されることになります。町といたしましては、和歌山県環境影響審査会で審議される内容と住民の意向を踏まえ、また、国が示す基準等と比較しながら慎重に対応してまいりたいと考えてございます。

以上簡単ですが、風力発電についての答弁とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長（米田和弘君） 私からは、美濃議員御質問の２番目の「消費税率引き上げ及び今後インボイス方式が導入されることに伴う影響について」、３番目の「農業を基幹産業とする取り組みについて」お答えさせていただきます。

まず、２番目の消費税率引き上げ及び今後インボイス方式が導入されることに伴う影響ですが、国は、１０月の消費税引き上げによる需要平準化対策として、軽減税率制度やキャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、小規模事業者等によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援し、消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進することとしております。

それを受けまして、町内では１２事業者がＪＰＱＲ、Ｐａｙ Ｐａｙなどのキャッシュレス化を始めており、これらは、消費者の利便性向上などと合わせて、キャッシュレス化が進むインバウンド旅行者の対応にも寄与すると考えてございます。

また、令和５年１０月から予定されています適格請求書（インボイス）とは、売り手が買い手に対し正確な適用税率・税額を伝えるものであり、適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは、仕入税額控除を受けるためにそのインボイスの保存を必要とする制度になります。

町内の農業者の販売形態としては、農協や直売所、卸売市場などの中間業者を通じての委託販売を行うケースが多く見られます。その場合、特例が設けられており、農協などの中間業者の書類発行をもって、農業者自身の適格請求書等の発行義務が免除されたり、全体に係る特例ですが、免税事業者からの課税仕入に係る一定期間の経過措置もあると伺っています。

適格請求書は、登録を受けた課税事業者が発行できるものであり、免税事業者が直接店舗などと取引をする場合等は、仕入税額控除ができず、農業者と消費者の間である事

業者の負担がふえる形となり、新規の取引先を獲得しにくくなるという可能性などが懸念される反面、共同出荷と差別化を図った高品質、高付加価値栽培への転換等、意欲と新たな戦略を進める農業者にとっては転機ともなり得ると考えます。

しかし、今後も細部については細かく議論されていく部分もあろうかと存じますので、その内容についてはしっかりと注視していく必要があると考えてございます。

以上、「消費税率引き上げ及び今後インボイス方式が導入されることに伴う影響について」の答弁とさせていただきます。

続きまして、3番目「農業を基幹産業とする取り組みについて」ですが、議員御指摘のとおり、国際連合は、2017年の国連総会で、2019年から2028年を国連「家族農業の10年」として定め、加盟国及び関係機関に対し、食料安全保障確保と貧困撲滅に大きな役割を果たしている家族農業に係る施策の推進の共有を求めているところでございます。

これは、各国が家族農業に係る施策を進めるとともに、その経験を他国と共有すること、国連食糧農業機関等の国際機関は、各国等による活動計画の策定・展開を先導することなどの実現に向けての取り組みになりますが、国内の農業経営体のうち、家族経営体は98%を占めており、同様に、紀美野町におきましても、家族単位で農業を営む家族経営が大部分を占めております。

少子高齢化が進み、後継者不足や耕作放棄地の増大、鳥獣害対策など、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況であり、こうした中、町では、農業者世帯での家族協定の推進、作成により、役割分担や意欲向上、作業の効率化、負担軽減を図り、小規模農業者の経営の安定化を応援してまいりました。

また、さまざまな国や県の事業を活用し、町単独事業で補完することで、後押しを進めてございます。具体的には、後継者育成を目的に「農業担い手育成事業」や、「次世代人材投資事業」、また農業経営を総合的に支援していく「農業経営支援事業」、国や県と連携した鳥獣害対策として、「鳥獣害防止総合対策事業」、交付金による農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動の継続支援として「中山間地域等直接支払事業」や「多面的機能支払事業」など多様な補助事業により支援を実施しているところでございます。

今後も、目先の経済的利益の追求だけでなく、長期展望で、食糧、自然環境、つながり支え合う関係社会の構築のため、県、町、農業委員会、JA等の関係機関がそれぞれ

十分に連携を図り、農業者に寄り添って着実に、丁寧に支援を進めていかなければならないと考えます。

以上、3番目の「農業を基幹産業とする取り組みについて」の答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い、質問、答弁をしてください。

11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） この風力ですけれども、何も動きがないということでございますけれども、今言いましたように、よその町ですね、同じように、うちと同じ会社ですけれども、そういうふうに環境アセスの準備をしていると、具体的に小屋というんですか、多分、1年間やらなきゃなりませんから、そういう施設が要るということでやっているんでしょうけれども、そういうふうな話があるわけでございますけれども、町としては、それについてはどう思っておられるのか。

動きがないというふうに言われていますけれども、実際に動きがあるんですよね。その辺についてはどのように把握されているのか、そこのところはどうですか。会社のほうとの話し合いはして、動きについて聞いておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 美濃議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃられた調査のための対策をとっていると聞いているということなんですが、昨日、再度確認してみましたところ、それはうちではないと、他の事業所の実施されていることではないでしょうかということでございます。海南・有田エリアにおいても何も調査等の進捗はございませんということでございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） うちの、私も09の関係かというふうに思っておったんですけれども、それであるならば、それで結構なんですけれども、町としての考え方ですね、ぼちぼちどうであるかというふうに思うわけでございますけれども、実際、超低周波に対する影響というのが、現実的にあちこちで言われていると。そういうふうな中、ややこしいもんはつくらないことが一番であって、できてしまってからあとどうする

んかという対策が、もう本当に至難の技になってくるというふうなことを考えます。そういうことから、このことについての町長の見解をお聞きしたいと思います。どのように対策と対応されるのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、これは6月議会でも美濃議員からの御質問があって、もう既に私の気持ちは伝えさせていただいたつもりでございます。それから依然として私の気持ちも変わっておりません。ただ、当町としては、やはり豊かな自然を生かしたまちづくりということでやっております。

そうした中で、皆さん御承知のとおり、地上デジタル化ですね、これに伴いますギャップフィラー方式を当町では満載をしているということで、電波を飛ばしているわけですね。そうした中で影響等々も考え、また、区長会での動き、さらには各種団体の皆さん方の活動ですね、そうしたものを考えながら、やはり今後対応していきたい、そうした思いは変わっておりませんので、何回聞かれても私は同じことだということで答弁をする以外にございません。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 実際、先に桐山議員も言ったように、前の議会でしたか、質問されたように、危険な地質なんですよね。いまだに山が盛り上がっているんですよ。東からのプレートは1年間に5センチ動いているっていうんですよ。それで南からのと、そういうことで押し上げられて、山が育って大きくなっているんで、これは必ずつぶれると、こういうふうなところの問題ですから、そういうところに風力発電をつくっていくということについては、しかも相当大きなものですよ。そういうことが町に与える影響というのは非常に大きい、そういうことを考えて、今の町長さんの話を聞いて、本当は町長もそんなものはつくられたくないんだと、そういうふうに感じました。

次の質問に移りたいと思います。

消費税でございますけれども、この消費税が導入されて、一つ言われていたのが、農協については、それに関して別の対応が若干違って、要するに選果場のように一つの生産者のものが行くんじゃなくて、一緒にまとめてしまうと、これについて特別の対応がされて、若干外れると、そういうことで理解していいんですよ。非常に私もいろいろ読ませてもらったり聞いたりしても、非常にややこしいんですけども、そういうこと

で、これについては理解していいんですね。

ただ、とれたてのような、直売所に持っていく場合は条件が外れるということになってくるのではないですか。今の説明の中でも、そのようにあったように思います。

これで、今、課長さんの説明にもありましたように、この適格請求書発行事業者、この資格を取っていかなければ、その人の番号をもらって、この番号がなければ、その証明書が出せないらしいんですけれども、そういうことで、自分は1,000万円ないですけれどもということで、その番号をもらってくる、そうなってくると、1,000万円以上の方のように、それ以降は消費税の計算をしていかなきゃならない。

また、例えば、働いている方々が下請に入ると。その下請というても、会社のような大きなものもあれば、1人で働いている方もおられる。そんな方々が1個の会社の下請をすると。その会社がお金を払うについて、その人が、そういう適格請求書というものを、その番号がなければ、税金のその分の控除ができないから、入ってくださいよと、そういうふうな番号をもらってきてくださいよと、そうやってきた場合に、今度はその人が申告をする場合に、もう本当に細かい、スーパーのそういうものも全て置いておかなきゃならなくなってくると、こういうふうな面も出てくるように聞くんです。

4年間の一定の期間がありますけれども、4年たったらそれが始まってくる。その後の申告時等々、大変な煩わしいことになってくるかというふうに思うんですけれども、その辺は町としてどのように把握されているのか、もう一度聞きたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） ただいまの美濃議員の御質問についてお答えさせていただきます。

確かに消費税につきましては、かなり複雑な部分もございます。実際、インボイスが導入されるという時期につきましては、令和5年10月からと言われてございます。それにつきましても、その後の経過措置等々も設定されておると伺ってございます。

まず、消費税につきましては、事業者の準備に係る負担というものを考慮しまして、軽減税率の実施から4年間の準備期間、それから、導入から6年間、メンテ事業者からの支援に係る税額控除の経過措置というのも設けられておりますので、これに鑑みて適切にいろいろ進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今申しましたように、そういうふうな面はあるんですね。今、下請に入った個人的な、例えば土建業やったら土建業で入っていったと。一人親方というんですか、そういう方が、この証明書をもらって適格請求書発行事業者になってしていく場合に、今度は自分が税を払っていく上で、申告していかなきゃならない。そのときにもう生活費の中のものまで税金の領収書を集めてやっていかなきゃならんことになってくるわけですね。そういうことでよろしいんですか。

あと、先にお答えいただいた還元のキャッシュレスですけれども、12業者があると。私は14かなというふうに思ったんですが、それでも非常に偏りがあって、志賀野では1件、小川でも1件、それから下佐々で3件ですか、動木でも3件、小畑では5件で、神野市場で1件というふうに、非常にサービスを受けられる、受けられないの差が出てくるわけですね。

先に言いましたようにも、全国的にも大きな差があって、その業者になっていない1件もないところが全国に5村、和歌山県では北山村だそうですけれども、こういうふうに全ての人が、このように消費税が上がったけれども、その負担がないようにというふうな施策をとるというふうに言っておったんが、結局、このようなバランスが出てきていることも確かなところですね。これについてはどうでありますか。このように私は理解しているんですが、お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 美濃議員の御質問にお答えいたします。

さきの下請事業者であったり、小規模事業者の影響についてなんですけれども、確かに従前の方法から言えば、負担がふえることは認識してございます。それにつきましては、状況を調査する中で、必要に応じまして適切な措置というのを講じていく必要は、場合によってはあるかもしれません。

それと、キャッシュレス関係のバランスについてなんですけれども、それにつきましては、いかんせん、その事業者自身の営業活動の取り組みになろうかと思っておりますので、そのあたりは商工会であるとか、そういった部分で周知、キャッシュレス導入についての周知というのを進めていきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） インボイスの問題があるということでお答えいただいた

んですけれども、さきのとれたてとか、農協については特例があるという答弁であったんですけれども、とれたてとか、そういうふうなところがありますけれども、そこに出荷される方々については、影響はどうですか。

それと結局、私がそのキャッシュレスの問題について取り上げているのは、その商店とか何とかが悪いというんじゃないくて、これはもう当然、それぞれの考え方でやっていると思うんです。それよりも国は10%に引き上げたけれども、大きな負担はないんだよということで、こういうふうにキャッシュレスでポイント還元をしているんだと、こういうふうに言ったんですけれども、これは言ったけれども、実際のところは、このように消費者側の我々は、みんなが還元を受けていくわけではないんだと。大体それにたくさんのお金を使って施策を取ってあるとありますけれども、そんなものをつくるんだったら、いっそ消費税を上げるのを見直してもらうのが、はるかに我々は助かったんですけれども、そういうふうに実際にやってみたら、今言われたように、こういうふうに地域的にも、しかも全ての紀美野町の消費者がその恩恵を被っていないということについては、間違いないですよ。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 美濃議員の御質問にお答えをさせていただきます。

直売所、とれたて広場等々における取引についてなんですけれども、現在、媒介者交付特例ということで、国の制度設計の中で説明はされておるところでございます。その内容というのが、直売所が売り手になってインボイスを交付できるという、それについては条件があるようなんですけれども、そういった部分で進められておりますけれども、当ながみね管内での直売所の運用については、ちょっとまだ検討中ということで伺っております。

それと、消費税全般に言えることなんですけれども、これにつきましては、国の議論の中で制度設計されたものということで認識してございます。適切に情報収集を進めていくとともに、正確にそこに乗りおくれでいかないうちに産業振興をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今、いろいろとまだ検討もされているようでありますけれども、とれたてのようなところに運んで売ってもらおうと、そういう方々が、要するに課税適格請求書発行事業者、そういうふうなことになるなければ出荷ができないと、そ

うというようなことにならないように、町としても、もちろん一定の、初めは町もお金を出して立ち上げた店ですから、その辺のところを町としても一言言っていかなきゃならんのじゃないかというふうに思うんですけども、その辺についてお聞きしておきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

いずれにしろ、消費税につきましては、町民、農業者の方の日常生活にかかわることであろうかと思えます。それについて、とにかく情報については正確に把握して、農業政策を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお聞かせしたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 私が申し上げたのは、直売所ですね、さきのとれたてのような、そこへ出荷する場合のやり方ですね、適格請求書発行事業者でなければ、品物を取ってくれないということになるんかどうかはまだ決まっていなかったことでしたから、そうならないように、町としてもとれたての立ち上げのときには、あれは出資金でしたか、補助金でしたか、出していると思うんですけども、そういう観点から一言申し上げてもらいたいと、そんな農家の負担がないようになるように、決まっていなかったら、ないような方向で申し上げたいということなんですけれども、もう一度聞きたいと思えます。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

そのあたりにつきましては、国の制度の中で決まった部分については、もう変えることはできないと思えますので、極力、農協さんとの取引の中で、農業者の不利にならないでいける部分につきましては、協議、研究なりしていきたいと思っておりますので、よろしくお聞かせしたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 次に、農業の問題についてお聞きしたいと思います。

実際、大変な状況になってきているんですよね。日本のエネルギー換算の需給率というのは、もう40%切ったと、37%ですか、そういうふうな状況になってきているわ

けですね。この37%というのは、我々100食べるもののうち37が日本で生産しているんだよと思ったら大きな間違いで、その37%のうち、例えば畜産関係とか、そういうものは、ほとんどえさは外国ですよ。だから、そういう点から考えても、非常に日本の我々の食べる食糧の需給率というのが、話にならない状況になっているかというふうに思います。

しかも、穀物の需給率は確か、もう十数年前に20%というふうな話を聞いたんで、それよりもっとはるかに少なくなってきたというふうに思います。そんな中、世界の人口がどんどんとふえてきていると。その中で日本が今までお金に任せて外国から食糧を入れてきたんですけれども、それもままならないような状況になってくる。これがもう本当に目に見えてきたんですよ。

国連もそういうことから、家族農業の10年という形で、家族農業という小規模農家をどのように元気になってもらって、物をたくさん生産してもらおうと、こういうふうな方向にしていかなければ、世界全体が大変なことになってくるということは、日本もそうなるわけで、この需給率37というのは、もう先進国では最低の最低なんですよ。そういうふうな状況の中で、全国の結局、市町村が頑張らなければならないわけで、それに対して国も県も、いろんな形で施策を打ってもらわなきゃなりませんけれども、一番最前線になるのは市町村なんですよ。それで全国の市町村それぞれが頑張っていく、そういう対策をとっていかなきゃならんというふうになってくるわけですよ。

先ほどから言っているように、今、一番の問題が米だと思うんです。いろんなものがございます。もちろん農業、柿もやりながら米もつくっている、ミカンもやりながら米もつくっているというのは、米だけではとても食べていけないというふうな状況からやられているわけでございますけれども、その需給率という点から考えて、我々が生きていく上については、主食ですよ、ここをどのように守っていくんか、ここが大事だというふうに思うんです。

だから、もちろん果樹農家も野菜農家も支援していかなきゃならんわけでございますけれども、それと同時に、食糧という、主食という観点からしたら、米が生産しやすくするというのが大事かというふうに思うんです。

さきの風力の問題も述べましたが、和歌山県全体もそうですし、紀美野町なんというのは、もう山また山の中で生活しているわけですね。山が育っていると、そういうふうな中で耕地が非常に少ない。田んぼと言えば、段々の棚田になっているわけで、

そこに引っ張ってくる水路というのが非常に管理がしにくいわけですね。それもだんだんと耕作者が減ってきていますから、昔は20人、30人でやっていたところを、2人、3人、まだ複数であればええほうというような状況になってきているかと思います。

棚田も大体皆棚田に近いような状態ですけれども、そういう面で、水路の管理、それから、ため池等の管理、これに対する費用というのは、これは個人の農業者の支援というふうな観点に見えますけれども、それはそういうことに見ていっては、将来が危うくなるという、そういうことで今、紀美野町の全体の問題として考えていかなきゃならんかというふうに思うんですけれども、その辺で先ほどから質問をしているように、この水路、農道等の管理ですね、その辺に対して町としても、池もそうですけれども、それに対しての管理等について、今現在20%ですか、そのところももう少し考えていかなければやっていけなくなっているかというふうに思うんですけれども、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、日本全体の問題として、需給率が37%と、非常に低いやないかと、これは一つの国策の中で、紀美野町といたしましては、今、議員がおっしゃられたように、あらゆる施策を農業者の皆さんに実施をいたしておるところでございます。

そうした中で、今、御承知のとおり、ゆ溝ですね、これについては約40年ぐらい皆経過してきているという中で、ゆ溝の改修等も積極的に進めております。

また、農業者の皆さんが、やはり農業をしていくためのいろいろの施策ですね、これについても実は紀美野町は力を入れているつもりでございます。農業機械の補助というのもいたしておりますし、やはりこれからの農業、ある程度機械化している。そうした中で、やはり農業をしていただく、そうしたことから、各種施策を実施しておりますので、紀美野町としては、今おっしゃられるように、もっと力を入れようと、こうおっしゃられるんですが、また、いろいろ提言をいただいて、そしてできることはしていきたい、そうした思いでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 町長の言われるところもわかるんです。しかも一定の他の町にないような施策もとっておられると、これは評価しているんです。ただ、私が言

っていることは特別なように聞かれているような感もあるかと思いますが、これは10年たったら、恐らくあのときに言ったことがというふうになると思います。

残念ながら、紀美野町の農家の高齢化という、かなり大きくだんだん上がってきています。若い方々が継いでいただかなければならない、そうしなければつながらんわけですね。よそから来たIターンの方が農業をやってられる方もございますけれども、大変厳しい中でやってられるというふうに思います。そういうふうなことであったとしても、基本的には今ある農家の方の後継者が、自分の直系であるというのが、本来の家族農業というふうになってくるわけですが、そのためにはやっぱり現在ではやれない現実があるから、なかなかやってもらえないという状況かというふうに思うんですね。

ヨーロッパのほうに行けば、こんな比較してもなんですけども、農家に年間百数十万のお金が来るとか、そういうふうな形で経営を続けてくれという支援を、これも国全体の合意だそうです。そういうふうな形で進められていると。

日本では反対に今後、大変な状況で、安倍・トランプの密約で、実質的にFTAの合意がされたみたいで、たちまち牛の関税が引き下げられる、これは恐らく米まで来るだろうというふうに言われているんですけども、そういうふうな状況の中で、さらに下がっていく、そういう中で、それでも我々の町民の食べるものをつくろうとする、その農家への支援というのは、できればもう農家を公務員にしたらどうかという、そういうふうなことを言われる方もございますけれども、やっぱり考えをさらに進めていかなきゃならない、こういうことについての御検討はどうであるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 美濃議員の御質問にお答えいたします。

確かにおっしゃるとおり、農業を取り巻く環境というのは非常に厳しい部分もございます。それに対応すべく、中山間地域直接支払いであったり、多面的機能支払いであったり、そういう形で継続的に農地を守っていくという取り組みもずっと国のほうでは進められております。

小規模事業者という重要性、それについて持続可能な農業経営を進めていくために、意欲ある農業者に寄り添って、時代の多様性の中で、関係各所と連携を取り合った中で、国際社会が目指す新たな潮流に学んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） なかなか難しいんですけども、しかし、国という点では、非常に難しいんですけども、町として、今後いろんな形の御検討をしていただきたいと思うんです。

実際今、町長が言われたように、37%の需給率と、これは国です。実際、紀美野町ではどうなっているのか、これなんかも当然のそういうふうな指標、資料というのは必要になってくるかというふうに思います。そんなことも考えながら、町のあるべき方向について、検討する、本当に今もうそこまで来てしまっているという時期にあるということから、一度の検討をぜひやっていただきたいと思います。でもって、最後の質問いたします。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問にお答えしたいと思いますが、国の政策、また県の政策、そしてまた町の政策、こういう大きな質問であろうかと思います。そんな中でございますが、やはり町といたしましては、できる限りのことはしていきたい、そうした思いで各施策を今実施しておるところでございます。

そうした中でございますが、やはりこれにも限度がございます。したがって、やはり国、県、そして農協等々と連携を取りながら、やはり販売拡張等々をしながら、やはり今後ともこの農業者の育成、そしてまた、この皆さん御承知のことと思いますが、紀美野町は特区になっております。そうしたやはり地形的なこともございまして、普通であれば3反以上の農業者ということになりますが、紀美野町の場合は1反以上というふうなことの適用ももう受けておるところでございます。そうした中で、やはり今後とも、国・県、また他の市町村、また農協ですね、各種団体と連携をとりながら、やはり力を入れていきたい、そのように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上で、美濃議員の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前11時59分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時01分）

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） ただいまの答弁の中で、3反と言いましたのは5反以上と、それが1反以上ということで特区になっております。

以上です。訂正をいたします。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 0時02分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時28分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、4番、上柏皖亮君の一般質問を許可します。

（4番 上柏皖亮君 登壇）

○4番（上柏皖亮君） それでは、私から1つだけお願いします。

鳥獣害対策について、一言御質問申し上げます。

昨今のイノシシ、シカの増加は驚異的で、幾ら捕獲しても、むしろ増加傾向にあると思われまふ。この主な要因は高齢化による耕作放棄地の増加等と思われまふ。

町としても防護柵設置事業等、一定の効果は上がっていると思われまふが、最近の野生鳥獣はとてもそれだけでは防ぎきれず、柿、ミカン、山椒の新芽を食い荒らし、イノシシに至っては防護柵を突き破り、稲、野菜等を一夜にしてだめにしてしまい、被害に遭われた農家の方々から柵を設置してほしいとよく言われまふが、一旦設置した柵を移動して遠くへ運ぶことは大変な労力が必要であり、また一人で移動させることは無理な状況です。

そこで、町独自で柵をつくっていただき、住民から要請があったとき、罝免許狩猟登録者の実施隊を組んでいただき、設置するようにしてはどうか。

また、捕獲圧を高めるためにも、罝免許登録者の狩猟税を免税とする考えはないか。

その上、今後ますます高齢化が進む中、必死で鳥獣害と闘いながら、果樹、農作物を耕作している農家の方々はどう向き合って、どう対策を立てていくのか、今後の町とし

ての方針をお聞きします。

以上でございます。

(4番 上柏皖亮君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) それでは、上柏君の質問に対する当局の答弁を求めます。

産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長 (米田和弘君) それでは、上柏議員御質問の「鳥獣害対策について」お答えさせていただきます。

まず、近年増加を続ける鳥獣被害に際しまして、紀美野町猟友会の皆様には、強い使命感をもって取り組んでいただいていることを、心よりお礼申し上げます。

さて、個体数調整の取り組みとして、町では、国、県、町の補助金を活用し、被害防止のため防護柵の設置や、狩猟免許取得に伴う費用、また、罠免許取得者に対し、捕獲檻の製作・購入に対して支援を行っているところでございます。

さらに、平成28年度からは、積極的にイノシシ、シカなどの有害捕獲を推進するため、猟期外にも捕獲できるよう有害捕獲事業を実施し、毎年1,000頭前後の捕獲成果を上げてございます。

しかしながら、鳥獣被害の増加は深刻であり、近年は民家近くまで姿をあらわし、住民の方も非常に不安を感じていると認識しておりますが、法令により、民家の近くなどでは、猟銃を使用した対策が講じられないため、地域の皆様や猟友会の方の協力のもと、地域特性に応じたさらなる被害防止の対策を講じる必要性を痛感してございます。

そのような状況を受け、議員御指摘の捕獲檻の整備につきましては、国の補助金を活用し、町とJA、猟友会などで構成する「紀美野町鳥獣被害対策協議会」等で前向きに整備を検討しているところでございます。

また、狩猟税につきましても、一定の要件を満たせば免税も可能となるため、猟友会の皆様と、最も適切な方法を検討し、携わる方々をしっかりと確保していきたいと考えます。

なお、今後の鳥獣害対策に対する方針につきましては、生息数が増加し、生息域も拡大している中で、地域全体で鳥獣害対策に取り組んでいくことが重要だと考えます。

鳥獣害対策は、「食わせない」「住まわせない」「捕獲する」の3つが重要で、こうした一連の対策をもって成果があらわれてくるものと考えてございますので、町鳥獣被

害防止計画に基づき、「地域」「町鳥獣被害防止対策協議会」「猟友会」がさらに一体となってお互いに協力しながら、活動を継続して進めてまいりたいと考えております。

以上、「鳥獣害対策について」の答弁とさせていただきます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、質問、答弁をしてください。

4番、上柏皖亮君。

○4番（上柏皖亮君） ただいま課長のコメントで、大変前向きな御回答をいただいたんで、ありがたく思います。これ耕作放棄地が増加しているというのが一つの原因だとは思いますが、まず、狩猟ハンターの減少もふえてくる要因だと思います。今現在、紀美野町の狩猟登録者は、課長も御存じのとおり67名、そのうち罾56名ということで、銃の所持者が25名ということですが、このうちで実際に実猟をやってくれる人が20名足らずということで、それで70歳以上が12名いるということで、ほとんど高齢者が甚だしいということで、これも一つの増加の歯どめのかからん原因じゃないかと思います。

昔から私も狩猟経験が50年からあるんですけど、1に犬、2に足、3に鉄砲ということで、やっぱり足がなかったら狩猟ができないということで、その足がもう高齢化で、とてもやっていけないということで、こういうことになると思うんです。

これから私たちも、暑いさなかによく電話がかかってきて、何とかしてくれというんだけど、30度、35度のときはとてもやないけど、体ももちいかれるんで、こうなったらもう檻に頼らないとしゃあないということで、檻もいろいろ協議してつくってやろうと課長のコメントですので、ありがたいことだと思うんですけども、その自治体も問題ももちろんあると思いますが、その辺の考えもいま一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 上柏議員の御質問にお答えいたします。

上柏議員が言われるように、担い手の確保というのも大変難しい状態にはなっておりますけれども、携わる方々というのは、しっかり確保していきたいと思います。

罾につきましても、それぞれ地域特性とかもあろうかと思います。その地域に一番適した方法を、地域の方々とともに鳥獣害対策の軽減に向けていろいろと協議していきたい

いと思いますので、またいろいろな面で御指導なりコメントなりをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 1時38分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時38分）

○4番（上柏皖亮君） それではすみません。足という言葉はちょっと悪いということで、運動能力の低下ということで変えさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 4番、上柏皖亮君。

○4番（上柏皖亮君） 今、課長のコメントもいただきましたけども、檻も町で何基かつくっていただけるそうですが、要請があった場合に、誰が運んでそこへ設置するかという問題も出てくると思いますので、そういうためにも、ぜひとも罾の猟の実施隊をつくっていただいて、これ町の職員だけではなかなかとてもそこへ運ぶということは、大変町も忙しいと思うんで、できないと思うんですけども。

それと、せんだって私も三重県の大台町といなべ市に行って、ICTを使った大型の箱罾というのも研修を受けてきました。一定の効果があると思いますけども、そういうことも将来的に大きな山で、私たちが猟のできないところで、シカというのは団体で移動することが多いんで、うまいこと猟友会と相談していただいて考えていただいたらと思うんですけど、将来的にこの大型の箱罾という構想は、課長、持っておられるんですか。それともかなり財政的にも負担がかかると思うんですけども、そういう将来的な構想を聞かせてください。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 上柏議員の御質問にお答えさせていただきます。

要請のあった地域のほうへ誰が設置するか、そのあたりについては、実際、狩猟をするためには狩猟免許というのが当然要ろうかと思います。それについては、しっかりと、ただいま町の職員では免許所持者というのはおらないんで、今の段階では猟友会の方に

お力をおかりするしかないかなと考えております。そういった部分で、実施隊のほうで罾免許所持者についての実施隊というのも検討していくというような形で進めていきたいと思います。

それと、2点目のICTの大型の箱罾なんですけれども、大型の箱罾につきましては、以前、町でも試験的に置かせていただいたこともございます。それについても7メートル四角ぐらいの大きさになったんですけれども、ある程度、場所的な問題もありますし、それぞれ対象とする鳥獣によっても、一番適した罾の形というのがあるかと思います。そういった部分で、小型の箱罾であったり、大型の囲い罾であったり、そういうのを組み合わせて将来的にはできたらええんかなとは思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 4番、上柏皖亮君。

○4番（上柏皖亮君） 大変よくわかりました。箱罾も、課長はお分かりやないですけど、ちょっと向きを変えるだけで入ったり入らなんだり、これは経験上するんで、そういうこともこれから十分猟友会もできるだけこれに対する協力もさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

これで質問を終わります。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、上柏議員の一般質問が終わりました。

続いて、1番、桐山尚己君の一般質問を許可します。

（1番 桐山尚己君 登壇）

○1番（桐山尚己君） では、3点ほど質問させていただきます。

第1点目、役場の自己変革能力について質問いたします。

過去2度の一般質問において、役場の自己変革能力に対する自己評価や具体的取り組みなどをお聞きし、新たなことにも失敗を恐れずチャレンジしていく行政の意思を確認いたしました。

しかし、そもそも人間や組織は、自分自身や自己集団を客観的に見ることは非常に難しく、第三者の客観的な目や意見を参考にすることが、自己を変革する上で非常に重要と言えます。

そこで質問です。役場は自己変革に取り組むに当たり、外部からの意見をどのように取り入れているのでしょうか。

第2点目です。紀美野町行政の特色についてです。

ずばりお聞きいたします。我が町紀美野町行政の特色、自慢できる点は何でしょうか。また、他の自治体から紀美野町に行政視察に来られることも多々あるかと存じますが、過去5年間の視察の実績と、その主な目的は何であったのかお答えください。

最後に、防災意識について質問いたします。

近年、毎年のように日本各地で水害、土砂災害、あるいは地震災害が起きています。昔は天災は忘れたころにやってくるなどと言われていましたが、今や忘れる間もなく次々と災害が発生している状況であります。紀美野町においても、近年を含め、過去に土砂災害や水害に見舞われた経験があります。

こうした災害に備え、本来であれば毎年国が大規模な財政出動をし、災害に強いインフラの整備を進めていかねばなりません。しかし、残念ながら過去20年以上にわたり、この分野はおざなりにされてきました。その結果、各地で被害が深刻化するとともに、災害の復興により多くの国費を投入しなければならないという事態に陥っています。

ハード面でのインフラ整備を国や県に求めていく一方で、我々はソフト面での対応を最大限に図っていく必要があります。ソフト面での対応とは何か。それは町全体の防災意識の向上であると考えます。その一環として、この紀美野町土砂災害ハザードマップが作成されたものと理解しています。

このハザードマップでは、多くのエリアが危険区域に指定されており、その危険区域内に巨大風力発電施設建設計画が持ち上がったことも、我々の防災意識をさらに高めることにつながっています。

この写真をごらんください。議長の許可を得て一部町長にお渡ししたいんですけども、よろしいですか。

これは昨年北海道で発生した胆振東部地震により引き起こされた土砂災害です。山間部のほとんどが尾根を残して土砂崩れを起こしています。土砂崩れを起こした箇所は茶色くなっています。

この写真を紀美野町に当てはめてみてください。風力発電事業者は、この尾根の部分をがりがり削って、高さ150メートル、推定200トン近くの重さの風車を、近隣市町を含めて実に43基も建設しようとしているわけです。そうした行為は、大型地震の発生を待つまでもなく、大規模な土砂災害を誘発する可能性が非常に高いということは明らかであります。

さて、こうした危険地域を抱える紀美野町全体が、防災意識を最大限高めていく必要があるのは、自明の理であります。町は皆さんの防災意識を高めるためにハザードマップを作成し、配布するなどのほかに、どのようなことに取り組んでおられるのかお答えください。

以上、3点、質問させていただきました。よろしくお願いします。

(1 番 桐山尚己君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、桐山君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） 桐山議員の1点目の「役場の自己変革能力についての外部からの意見をどのように取り入れているのか」との質問にお答えをいたします。

行政は、住民との協働による運営でなくてはなりません。本町においては、さまざまな施策の推進に当たり幅広い意見を聞くために、町民や学識経験者、関係団体の代表者等で構成する附属機関などの諮問機関、施策上の研究や連絡協議会的機関などの協議会を設置しているところであります。

近年当町は、産業・経済・教育・文化・行政等総括的な分野での地域振興と活性化のため、和歌山大学とICTの利活用による地域活性化を推進するためN T T西日本和歌山支店とそれぞれ協定を結び連携をしており、さまざまな分野で意見をいただいているところです。

また、毎月中央公民館と美里支所で開設しています行政相談、本庁と美里支所の玄関先に設置している提言箱などからも住民の声が届けられるよう取り組んでおります。

職員においては、職場の窓口や電話はもとより、地域のイベントなどでも住民の率直な意見や提案をキャッチし、それを生かしていこうとする心構えが大切であることは言うまでもありません。

また、県の研修協議会の研修に参加した際、グループワークなどで他の自治体と意見交換する中で、必要な情報を得るよう心がけているところです。

今後も、町政への住民の参画が促進されるよう、さまざまな機会を捉え住民の声を大切にするとともに、審議会などの適切な設置、運営、委員構成の適正化等にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の「紀美野町行政の特色についての中の過去5年間の他の自治体からの

視察の実績と、その主な目的は何か」との御質問にお答えをしていきます。

平成２７年度以降の紀美野町に視察にお越しになった自治体は１３団体ございました。近畿圏が最も多く８団体、遠くは山形県、鹿児島県、沖縄県からお越しいただいております。視察の目的は、当町の移住定住施策が最も多く６団体、観光関連施策が３団体、農家民泊事業が２団体と続いております。

また、発展途上国の母子保健関係者が、日本の母子保健分野の活動を学ぶ「ジョイセフ視察団」の受け入れを、平成２２年から平成２８年度まで５回行っています。平成２８年度にはパキスタンやリベリアなど５カ国から来られ、当町の妊産婦の健康改善や育児教室などの活動を見学されております。これが２点目のお答えです。

次に、３点目の「防災意識について」の御質問についてお答えをいたします。

防災で大切なことは、防災に係るハード整備とともに、住民の防災に対する意識を高めることだと思います。そのため、当町では、自主防災組織の訓練メニューの充実、避難所運営ゲームの実施、防災講演会の開催、広報誌等への防災記事の掲載、防災行政無線によるシェイクアウト訓練など繰り返し防災意識の醸成に努めてまいりました。

しかし、まだまだ訓練などに参加いただけない方もいらっしゃいますので、自主防災組織の訓練活性化の支援策として、訓練への参加人数に応じて補助金額を設定するようにしております。

また、今年度新たな取り組みといたしまして、地域防災の主体である自主防災組織の基盤強化を目的に、発電機をはじめ防災資機材を充実していただくための上限２０万円の補助金を創設したところです。

また、町民の方々には、住宅耐震化促進補助金、ブロック塀撤去及びフェンス新設補助金、家具固定金具購入取り付け補助金、感震ブレーカー設置補助金を設けておりますので、御活用いただきたく存じます。

今後も御家庭や地域の防災力強化のため、さまざまな施策に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、役場職員の防災訓練は、１２月２１日土曜日に実施いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

（総務課長 細谷康則君 降壇）

○議長（伊都堅仁君）

企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君）

それでは、私の方からは、桐山議員の２番目の

「紀美野町行政の特色について」の前段の部分「紀美野町行政の特色・自慢できる点は何か。」の御質問にお答えいたします。

当町の行政につきましては、平成２９年度からの１０年間を計画期間とした、町の最上位計画として総合的かつ計画的なまちづくりを行うための指針となる第２次紀美野町長期総合計画に基づき、各課一丸となってさまざまな施策に取り組んでいるところでございます。

当計画は、町が目指す「まちの将来像」並びに「まちづくりの基本方針」を示す基本構想と、構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示す基本計画から構成されており、町が目指す「まちの将来像」として「空・山・川のふれあいのある美しいふるさと」を掲げるとともに、少子高齢化の進行による支援ニーズの拡大の一方で、持続可能な町財政の確立という課題を踏まえ、子育て・防災・定住促進等、これまでに取り組んできた住民と行政の連携によるまちづくりの活動をさらに多くの分野に拡大するとともに、住民の主体的な取り組みのさらなる活性化を推進するため、「住民活力でつくるまちづくり」をスローガンとして掲げてございます。

また、目指す将来像の実現に向けて、「みんなでつくるまちづくり」、「子育て・教育のまちづくり」、「福祉の充実したまちづくり」、「安心・安全で住みよいまちづくり」、「活力ある産業のまちづくり」、これら５つの基本方針を定め、各種施策に取り組んでいるところでございます。

さて、議員御質問の「紀美野町行政の特色・自慢できる点」につきましては、大きく分けて次の２点を挙げる可以考虑とと考えてございます。

まず、１点目は「みんなでつくるまちづくり」でございます。

その主な施策としましては、多様な活動に取り組む地域団体が増加する中、住民協働の拡大と深化を図るため、地域でまちづくりに取り組む団体や、まちづくり推進協議会を核とした各種まちづくり活動を支援してございます。

また、人口減少対策としての移住定住施策の重要性が増す中、ＮＰＯ法人きみの定住を支援する会と連携し、地域の受け入れ体制の整備を進め、定住促進事業の拡大と移住人口の増加を図るとともに、空き家の利活用による地元住民と移住者のニーズのマッチングや、生活基盤を整えるための新規就農及び新規創業に対する支援などに取り組んでございます。

次に、2点目は「子育て・教育のまちづくり」でございます。

その主な施策としましては、町の若年人口の減少が続く中、子育て世代が安心して妊娠・出産・子育てができる環境を実現するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ないきめ細かな支援体制の充実に取り組んでございます。

また、少子化が進む中、郷土愛や地域の誇りを育みながら、プログラミング教育を推進するため、各小中学校にi P a dの整備を行ってきたところです。

そのほかにも、地方創生推進交付金の活用事業として、当町の豊かな自然を生かした農家民泊の推進や、関西圏内でも数少ないクラシック音楽専用ホールであるみさとホールを活用した合宿誘致、さらには地域連携に関する包括協定を締結している和歌山大学との共同研究による観光地域づくりなど、当町の特色を十分に生かした施策に取り組んでいるところでございます。このような取り組みによりまして関係人口がふえてきており、今後もさらに関係人口をふやしていきたいと考えてございます。

これらの点が、紀美野町行政の特色であり、自慢できる点であるという認識のもと、各課一丸となってさまざまな施策に取り組んでいるところでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これで答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立し、通告項目に従い、質問、答弁をしてください。

1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） ではまず、第1点目の役場の自己変革能力に関して再質問させていただきます。

先ほど総務課長の御返答にもありましたが、私が一番、町が力を入れている部分だというふうに理解したのは、住民の皆さんの声をしっかりと聞くことだというふうに理解をいたしました。それに当たって、行政相談であるとか提言箱、こういったものを活用されているということでしたけれども、では、提言箱というのは、どこにどれだけ、何カ所設置されているのか、また、過去具体的にどれぐらいの数の提言があったのか、それをお答えください。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 提言箱は本庁の玄関入り口の左手に置いています。そして、もう１個は美里支所の受付窓口のところに置いています。この２個、置いています。

それで、どのような意見があったのかという御質問ですよね。件数でしたか。過去３年ぐらいの記憶しかないので、それでお許しをいただきたいと思います。平成２９年度には５件の質問がございました。それから平成３０年度には９つの質問があったと記憶しています。そして、ことしに入りまして、平成３１年から令和元年ですけど、今の時点では６件、質問が参っております。２８年は恐らく２件だったようには思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） １番、桐山尚己君。

○１番（桐山尚己君） 提言箱の設置というのは、非常にいいことだと私も思います。住民の皆さんから広く意見、提言を募るというのは、町政を行っていく上で基本だというふうに考えます。私も議員も住民の皆さんの代表として、住民の皆さんの声を吸い上げて町政に届けるというのが、重要な役割の一つだというふうに認識しております。

ただ、この提言箱、本庁と美里支所の２カ所、これで十分でしょうか。先ほど過去３年間の実績をお聞きしましたがけれども、数件しか集まっていないと、これをあえて言わせていただきますけど、数件しかないというふうに私は感じます。もっと何十通も入れていただいてもいいんじゃないかと。本来はもっといっぱい声があるんじゃないかと。それをこの２カ所だけで集めきれてないんじゃないかというふうに私は感じるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 提言箱の件数、そうですね、大体１０件にも満たないということで、非常に数が少ないので、それで２カ所で十分なのかというような御質問だと思うんですが、この質問内容とか提言内容を見ますと、提言箱だけではなくて、電話であるとか、そういう問い合わせ、あるいはメールで問い合わせ、そういうのも当然でございます。ですから、書いて入れるという、この行為をされるよりも、メールで問い合わせであるとか、直接もう電話で問い合わせのほうが圧倒的に多いと私は認識しています。

しかし、声であるとか、そういうのでどうしても特定されるとか、そういうのが嫌な

方も当然いらっしゃると思いますので、そういう方には、この提言箱は非常に有効に活用されているのかなとも思いますので、当然、数をふやそうということはございませんけども、本庁の玄関、そして支所の玄関に置いてあるということを知らない方もたくさんいらっしゃると思うんで、この辺の啓発は怠っていたなと思いますので、今後はここにちょっと力を入れていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 提言箱以外で、電話ですとかメールですとか、そういった手段ももちろんあると思います。ただし、実際に紙に書いて、ちゃんとした声を届けたという方もいらっしゃると思うんですね。

しかも、今、本庁に設置してある、提言箱が設置してある場所は、もう玄関入ってすぐなわけですね。誰からも見えるわけです。中の職員から見えますし、そうすると、あっ、どここの誰々さんが来て、今、提言箱の提言を書いて中に入れたなというのがわかるわけです。つまり個人が特定されるということなんですね。それを避けて、それが嫌だから声を届けられないという方も多分いらっしゃるんじゃないかと思うんです。そこまで私はしっかりと、その町民の方々の気持ちをおもんばかって、例えばですよ、本庁、美里支所の2カ所であるならば、本庁の玄関と、あと奥のどこか、人通りの少ないところにも一つ、1カ所設置をして、そこででも意見を入れられるようにと、そういうことをしていかないと、確実に町民の皆さんの声を吸い上げるということとはできないんじゃないかなというふうに思うんですよ。

予算がかかるわけでもないですので、こういうことは、できればすぐに動いてやっていただけるというのは望ましいんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 以前、本庁の設置場所なんですけど、助成団体の御意見もありまして、以前はもっと住民課の受付から丸見えのところに置いておったんです。もちろんそれは特定されると。ですから、もっと本当に玄関入って、自動ドアと自動ドアの間のところに今は置いておるので、本当に絶対その人が見えないかというと、見えにくいとは思っています。本当に入って、自動ドアが開いてすぐ左手に置いているんで、本当に以前よりはずっと見えなくなっています。

なお、今おっしゃったとおり、まだそこでも若干特定されるのであれば、また位置を変えたりとか、そういうことは検討しますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 町民の皆さんというのは、行政側から見ているよりも、行政側の想像以上にすごく声を上げることに臆病なところがあると私は思っているんです。この面積は広いですが、人口 1 万人を切ってしまった紀美野町という社会の中で、個人的に特定されて、あの人がどうだというふうに言われることのつらさというのは相当大きなものがあると思うんですね。ですから、そういった地域社会の地方の特性みたいなものも十分踏まえた上で、ぜひ町民の心に寄り添った、より声を反映しやすいようなことを考えていくのが町政だと思いますので、ぜひそのあたり御検討をお願いいたします。

では、次の第 2 点目の点について再質問させていただきます。

先ほど関係人口が増加したというような答弁内容がありましたけれども、具体的にじゃあ、どれだけ近年関係人口が増加したのかということをご聞きしたいですね。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 桐山議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどから私の答弁の中にも関係人口ということが何点か出てきたんですが、関係人口と言いますのは、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもなく、地域や地域の人々と多様にかかわる人々という定義となっております。

ただ、この関係人口がどのくらいあるかということにつきましては、何人ですということは、なかなかちょっと明言は現時点ではできませんが、いろいろと関係人口をどうやって算出していくのかということもいろいろ問い合わせもしたんですが、なかなか一概にこうという数字は出ておりません。

ただ、関係人口、関係していると呼ばれる人々がふえてきているというのは事実でございますが、何人という具体的な数字まではちょっと出ていないのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） ぜひ定量的にそのあたりを把握できるような努力をしていただければというふうに思います。なぜならば、関係人口が増加してきたという御答弁をされる以上は、やはりそのバックグラウンドとして何かしかりしたものを持ってい

らっしゃる必要があるというふうに私は思うからであります。

あと、先ほどの答弁の中で、自慢できる点に関して、みんなでつくるまちづくりということで、地域団体やまちづくり協議会、NPO法人のきみの定住を支援する会といった、言ってみれば住民、町民主体の活動団体、こういったところの活躍によるものが非常に大きいという、これは本当に我が町の誇れるところだと思います。

一方で、町の行政として子育て、教育、しかも切れ目のない子育て支援というところに関しても、これも行政の褒められる点だというふうには思いますけれども、具体的な子育て世代の増加がどうなっているのかという現状に鑑みると、果たしてこれが我が町で自慢できるところだということまで言えるのかと。

紀美野町が今後、衰退、過疎化を止めて、より活力あるまちになっていくためには、若い人口をどんどんふやしていくというのは、もう本当に、まず第一にやらなきゃいけないことだというふうに私は個人的に思うわけですが、まだまだ十分ではないんじゃないかというふうに感じます。その点について、行政側の見解をお答えください。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員の大変難しい人口問題という、中でも基本的な子供さんを生み育てする、その年代ですね、これにつきましては、さきの増田総務大臣が言われておった中で、和歌山県で将来消滅していくであろう町の中の2番目に言われたのが、この紀美野町でした。そうした中で、我々としては、そうはいかんぞと。やはりこの紀美野町が、これからそうした若年層をふやし、そして、この町を活気のある町にしていけないとという中で、今現在、各施策を実施しておるところでございます。

その一つとして、先ほど議員がおっしゃられた、子育てに対する切れ目のない、そうした施策もやっておる。そしてまた、定住・移住対策ですね、これらもしながら、やはりこの人口増対策としてやり、そしてまた、この町を活気づかせていくということで、町民挙げて、皆さん方、御支援、御協力をいただいております。

そうした今ちょうど過渡期にあるという中で、やはりこれからもそうした施策を講じながら、やはり将来、活気のあるまちをつくっていこうよというて、一丸となって、職員はもちろんですが、町民の皆さん方も、各種その地域においてのまちおこし、このまちおこし団体なんかもそうです。やはりその地域、地域で活気を持たせていこうという中で立ち上がっていただいているというのが実態でございますので、将来に向けて、これからもそうした面で各施策をし、そして、達成をしていきたい、そのように考えてお

るところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 子育て教育の分野に関しては、今、町長がおっしゃったように、町としては自慢できるところではあるけれども、今後もますますこの分野に力を入れていくと、そういう理解でよろしゅうございますか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員のおっしゃるとおりでございますので、これからも力を入れてまいりますので、各議員の皆さん方のさらなる御支援、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 最後、防災意識についてですけれども、町のほうでも各種防災関連の地域の自主防災等を含めたいろんな活動に関してサポートを行っておられたり、もうずっとこの分野に関しては力を入れられているという認識は新たにいたしました。

ただし、実際、災害が起きてみないと人間というのは自分のこととしてなかなか捉えられないわけですね。私、企業勤めしていたころに、避難訓練といって、ビルの上のほうから非常階段を使っておりていってと、避難してというような訓練を何度もやりましたけれども、周りを見ていると、雑談しながらみんなおりているんですよ。実際に災害が起きたという前提でやっていないんですね。それはいろいろ転勤しましたが、どこも同じでした。

自主防災訓練を紀美野町で行うに当たっても、やはり町民の皆さん一人一人が本当に起こったという意識を持って取り組まなければ、本当の訓練にならないと思うんですね。その部分をどうしていくのか。町としてどう啓蒙・啓発をしていくのかというのは、すごく重要だと思うんです。

町民の皆さんと、特に御年配の方とお話をしていて、何人かから言われたんですけれども、もし災害が起こっても、夜に自分が寝ている間に土砂崩れが起こってくれたら、それでええんやと。自分が寝ている間にそれが起こって、そのまま楽に逝ければ、自分はそれでいいんだという考えの方もいらっしゃるんです。その方には私は申し上げたん

ですけども、必ずしも自分の都合のいいように、夜寝ている間に来て、即座に向こうに逝けるわけではないですよ。何時間も何十時間も苦しんだ上で、というよりもその確率のほうが高いですよ、そうならないために、いかに早く避難するか、そういうことを考えていかなきゃいけないんじゃないですかという話をさせていただいたんですけども、同じような感覚でいらっしゃる方というのは、結構多いんじゃないかなというふうに私、推測します。

かくいう私自身も、災害に遭ったことはないですから、甘いところはいっぱいあると思います。先週、NHKの特集番組、5夜連続だったと思うんですけども、首都直下地震が起きたということを想定して、ドラマ仕立てでどうということが起こっていくのかというようなことをやっていましたけれども、ごらんになった方もいらっしゃると思うんですけども、そこの中でも言っていました。結局、我々は誰も、今この災害に直面するまでは、本当にこうなってしまうんだ、こんな大変なことになってしまうんだということを理解してなかったねと。まさにそのとおりだと思うんですね。

具体的ないろんなケースを、映像をもって紹介をしていましたんで、それをごらんになった方は、こんな大変なことが起こるんだ、こんな思ってもみないことが起こるんだということで、かなり勉強になったとは思うんですけども、それと同じこととは言いませんけれども、より具体的に、こうなった場合、こうということが起こり得るんですと、その場合、こうなんですということをしっかりと町民の皆さんに説明して御理解いただくということが、時間がかかると思うんですけども、地道な活動として、そういうことを町が取り組んでいくべきじゃないかなというふうに私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） それでは、桐山議員の3問目の御質問にお答えをしていきます。

確かに不安を町民にあおるという物の言い方はちょっとよくないかもしれませんが、やはり尋常感を伝えるといいますか、そういうものは一番説得力があるといいますか、増してそれが身近なところで起こった場合の経験なり、経験談なり、そういうものを町民の方に伝える、これが一番理解してもらいやすい事例だと思います。余り紀美野町から遠くの事例であつたりとか、極端に大きな山崩れの話であつたりとか言っても、やはり町民の方というのは理解しにくい。それだったらもう少し、生石山の地すべりとか、

そういう身近にあったことをもう少し丁寧に、そのときの様子であるとかを時系列に皆さんに報告といいますか、説明をする、そういうことというのは、やっぱり伝わっていくんではないかというふうに改めて思っております。

ですから、ハザードマップを配らせてもらっておりますが、紀美野町には本当に安全な場所というのは、非常に少ないというのは、見ていただいたらわかるんですが、そういう中でとにかく安全な場所に逃げていただくということを、もう私もここ何回も、この議会も含めていろんなところではしゃべらせていただいているんですけど、とにかく安全な場所へ移動してもらおうと、これが一番の方法やという話はさせてもらっているんで、こういうことをもっといろんな訓練であるとか、そういう研修の機会には、もう少し尋常感のある身近な話題を住民の方に丁寧に説明していくことが必要かと、今改めてまた感じております。今後、そういうことに努めていきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 一つ事例を御紹介します。これは一般財団法人日本防火防災協会というところが出している地域防災という冊子の8月号、2019年8月号なんですけれども、その6ページ、7ページですね、「平成26年、長野県の南木曾町に発生した土石流災害に学ぶ」という記事なんですけれども、死者1名、全壊家屋3戸、半壊家屋4戸という被害が出たそうです。このときに何が一番問題だったかということ、問題というところちょっと語弊がありますけれども、このときは大雨警報や土砂災害警報情報などが発令される前に土石流が発生したと。行政からの避難情報が間に合ったかどうかという、それ以前の問題なんです。警報が発令される前に土石流が発生しているんです。そういう事例もあるんだよということを、そういうようなことも町民の皆さんに御紹介しながら、先ほど課長のほうから、不安をあおるというお言葉がありましたけれども、私は今までに行政側から、いたずらに町民の皆さんの不安をあおってはいけなからというような言葉を何度かお聞きしたことがあるんですけども、この場合はいたずらに不安をあおるわけではなくて、ごくごく正当な、真つ当なやり方として、町民の皆さんに危機を認知していただくということだと思うので、ぜひそういう観点から取り組んでいただけたらなというふうに思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、私も毎年、下佐々地区、ここの野上中学校で実は自主防災訓練を実施されております。そして、その年、その年、それぞれの違った企画でやられておるんです。そこへ参加させていただいているわけですが、今議員がおっしゃられていたように、映像を通じてやる場合と、それから実際避難したときに、どうした避難の対応があるとか、そうしたことを個々に企画をし、そしてお年寄りの皆さん、それから中学生、皆が参加してやっております。そんな中で、やはり実際その経験をし、そして、それに対する反応、何というんですか、避難すれば、したときの情景を浮かべながら、その訓練をしているというふうなことで、やはり中学生の若い皆さん方のお力もおかりしながら、それを毎年やっております。

ひとつ議員の皆さん方も、ぜひとも御参加いただいて、そして体験をしていただければなというふうに思います。そうしたことを今後とも繰り返しながら、そうした災害対応、これに対する反応ですね、自然的に反応ができるような、そうした体制づくりをまずやっていきたい、そういうふうと考えておりますので、ひとつ皆さん方の御理解のほど、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって桐山議員の一般質問が終わりました。

続いて、8番、北道勝彦君の一般質問を許可します。

（8番 北道勝彦君 登壇）

○8番（北道勝彦君） 町行政について。

「町長は町長支持者のための行政を行っている。議員は何をしているのか。」とのお叱りを受け、また、「このような行政をされては、夕張のようになってしまう。何とかしてください。」との要請もあり、他町はどのような行政を行っているのか調べに行ってきました。

他町では、合併後、後世に借金を残さぬよう、健全な財政にするための財政改革を行っていました。「町長、副町長は、役場を自分の家だと思い、採算のとれないところは廃業として、改革を行い、黒字になるところは営業を続けています。また、事業をする場合は、採算がとれるかどうかの試算を行い、議員と話し合いを持ち、採算のとれる事業だけ行い、限られた財源の中で行政運営を進めています。町長の執行権については、話し合いで意見が割れたとき、どちらが住民のためになるかの判断をして執行します。

町長の執行権は絶対的に一般住民のためにあり、試算や話し合いもせず、町長一人で発案され行政されるのは、執行権の乱用で、独裁行政になりかねません。」とのことでした。

他町で勉強させていただいたことや、住民が言われたことを主に質問させていただきます。

私は一般住民の要望を、区長を通じ対応していますが、工事していただくのが遅く、どうしてですかと聞くと、「財政が厳しく、天文台の予算を少し回していただけたら」と言われました。9月ごろ「まだしていただけないのですか」と聞くと、「12月に予算を組んでいただくので、それまで待ってください」とのこと。地元住民に余り必要としない天文台や花火大会に大きな予算を組んで、一般住民の足もとの工事に少しの予算しか組まないのはどうしてか、お聞きします。

また、役場内のことについて、「お年寄りが役場に行ってもトイレに行けず、洋式トイレをつくってください。」また、「役場の左横のネットが早くから壊れている。早く張りかえてください。」また、「駐車場の青木が肥料がなく、葉が黄色で、赤い小さな実を多くつけ、かわいそうだから肥料を与えてください。」また、「役場を長い間、清掃していないため、黒くなっている。水圧機で洗うよう町長に言ってください。」とのことで、対応させていただきましたが、町長、副町長は気がつかなかったのですか、お聞きします。

町長は試算もせず、議員に相談もなく道の駅をつくろうと進めています。住民が言われるのは、町長がよく足を運ぶ町長支持者の山に道の駅をつくるため、急いでいると言われます。住民の多くの血税を使つての事業です。失敗は許されません。どうして議員と話し合いを持たれてからにしないのかお聞きします。

また、事業をする場合、採算がとれるかどうかの試算を行わねば、道の駅の規模も決められず、高野まで道が貫通しなければ試算はできません。町長はどのように試算をされたのかお聞きします。

これでは事業を進めることはできません。道の駅をつくるについて、現在まで使われた血税は幾らですか。町長から全額住民に返還していただかねばと住民は言われています。返還していただけますか、お聞きします。

3、9月議会の質問で、「かじか荘の経営改革も行わない。個人経営者やりら学園の個人経営者に住民の血税をどうして使うのですか。」との質問に、「議会の議決により

行っています。」との答弁でしたが、町長の執行権乱用のべらぼうな発案により、住民の血税の多くを使われています。住民の財産を守らなければならない町長の発案とは到底思えません。また、かじか荘は少しの経営改革も行わず、これでは町が経営していたときと同じです。経営改革も行わないところに、いつまで住民の血税を使うのかお聞きします。

また、りら学園は、雨漏り場所を修正すればよいものを、屋根全部を葺きかえてくださいと要望する自体、教育者でもあり、人の道に反することであり、また、住民の血税を使い葺きかえをする町長もおかしなことである。このような一部の個人経営者に2億円からの住民の血税を使うのならば、現在、景気が悪くなり、経営改革を行ってもうまくいかず、細々と経営を続けている個人経営者や、廃業された個人経営者が多くいます。どうしてこれらの個人経営者を助けなかったのかお聞きします。

また、このことを知った住民や廃業された住民は、「かじか荘、りら学園に使った住民の血税を全額返還してもらってください。」と言われます。町長から返還してもらってください。もし返還していただけない場合は、町長、副町長から返還していただかねばと思います。どのようにされますかお聞きします。

4、一般住民のための行政をしなければならない町長、副町長は、一部の住民のための行政をされており、執行権の乱用に住民の血税を使い、町の借金を増額されています。町長、副町長の家だと何回も倒産しています。町長、副町長の家経営は堅実に行われています。どうして自分の家のような堅実な行政をしないのかお聞きします。

また、一般住民が言われるには、「町の借金を増加すると、後世の住民が長い間、返済しなければならず、後世の人に申しわけなく、町長が和歌山市に帰らないうちに、つくられた借金全額を返還してください。」と言われ、町長、副町長は執行権乱用によりつくられた借金の責任をどのようにされるのかお聞きします。

(8番 北道勝彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、北道君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) 北道議員の「町行政について」の御質問にお答えをします。

議員も御承知のこととは存じますが、今定例会で平成30年度の決算について、決算

認定をいただきました。町の借金である地方債残高は約 87 億円となり、合併当時の平成 17 年度と比較して約 50 億円も減りました。また、町の貯金である財政調整基金については、財政の健全化に努めつつ、町の活性化に資する事業を積極的に展開する中で、約 23 億円となり、平成 17 年度と比較しますと約 20 億円もふえ、大幅な改善を図り、健全な財政運営を推し進めてきたところです。

これもひとえに、議員の皆様の御協力と御理解をいただいたおかげでございます。と申しますのも、住民の要望事項などは町長が議会に提案し、そして御審議いただき、可決していただいた事業については町長が執行し、事業が終了すれば決算を議会に報告するというルールに基づいて、大切な税金を住民のために使っているからでございます。

今後も、当町が抱える人口減少や地方創生の問題に取り組んでいくためにも、財政需要は高まると考えており、議員の皆様の御協力をいただきながら、不断の見直しを行いつつ、持続可能な財政運営を行っていく所存でございます。

以上、答弁といたします。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) これで 1 回目の答弁が終わりました。

これより、2 回目以降の質問は、自席で起立して、質問、答弁をしてください。

8 番、北道勝彦君。

○8 番(北道勝彦君) 今、答弁漏れみたいやけどね。

○議長(伊都堅仁君) 何が。箇所を言ってください。

○8 番(北道勝彦君) 町の財政は減らしていくということ言うてくれたけど、ほかの質問に対しての答弁がないところあるんで。

○議長(伊都堅仁君) 具体的に言うてください。

今の答弁で十分やと私は思うけども、それ以外にまだ答弁漏れがあるというんやったら、言うてください。

○8 番(北道勝彦君) 町が年々財政を減らしているということですが、他町のような行政改革を行えば、もっと早く財政は減らしていけます。他町で調べてきた行政と紀美野町の行政と比べると、おかしいことばかりです。

読み上げます。

他町では、合併後、後世に借金を残さないような健全な財政にするための財政改革を行っていますとありますが、どうして行政改革を行わないのかおかしいことです。

2、町を自分の家だと思い、採算のとれないところを廃業として改革を行い、黒字になるところは営業を続けていますとのこと。町長、副町長の家の経営は堅実な経営をされていますが、町の行政は多くの借金を増額される行政をされていますが、どうして自分の家のような堅実な行政をされないのか、おかしいことです。

3、事業をする場合、試算と話し合いを行ってから事業を進めるとのこと。紀美野町では試算や話し合いもされず、町長の発案だけで事業を進めますが、どうして試算と話し合いをされないかおかしいことです。

4、他町では限られた財源の中で行政運営を進めていますとのこと。紀美野町は多くの血税を使い、多くの借金を増額されています。住民の血税は幾らでも多くあると思っているようですが、町長はどのように思って多くの血税を使われているのか、おかしいことです。町長の執行権については、話し合って意見が分かれた場合は、どちらが一般住民のためになるか判断をして執行しますとのこと。町長の執行権は絶対的に一般住民のためであって、町長のためにはならないと思いますとのこと。

また、試算や、議会との話し合いもされず、町長一人の発案により事業されるのは執行権の乱用で、独裁行政になりかねませんとのこと。私は町長の思いどおりの独裁行政をされていると思いますが、町長はどのような状態を独裁行政とっておられるのかおかしいことである。このような行政で一般のための行政を行っているとは言えないと思います。住民が「血税を町に返してください」と言われるのは当たり前のことだと思います。

また、町長は何をするにも採算がとれるかどうかの試算や話し合いをされず、町長の発案により事業をされ、住民の血税を使い、多くの借金を増額されています。議会で質問しても、町発展のためとか、町活性化のため、議会の議決により行政を行い、これからも続けていきますとのこと、いつもパフォーマンスで終わってしまいます。これでは住民のための行政はできません。

おかしいことで、紀美野町になってから、町長は町長派と言われる議員の組織ができ、その議員の議決により、町長の思いのままの独裁行政をされ、現在も続いています。町長派というのは、私が裁判してから後のことで、よくわかります。

現在の町長は旧野上町に県から助役として来られてから、落札額100%や90%以上の高額落札が始まり、当時の助役として全ての決裁をされています。そのため、落札額80%による差額分、約8億円を紀美野町に返還してください。被告寺本光嘉として

の裁判です。

○議長（伊都堅仁君） 北道さん、一般質問になってない。

○８番（北道勝彦君） これ言わないとわからんのよ。

裁判中、他の被告の裁判経過について議会で報告を行うのに、町長被告の裁判経過は行わず隠してしまいましたので、裁判後、住民に知っていただこうと、裁判のことを書いて回したところ、どうしたことか町長派と言われる議員により、北道議員は町議をやめなければならないとの問責決議案を出され、議会で議場外に出され、何を言われているのかわからず、私はうそのことは書いておらず、どのようなことで問責決議をされたのか、いまだにわかりません。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 ２時５３分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 ２時５８分）

○議長（伊都堅仁君） 先ほど注意をしましたが、発言がなお質疑・討論の範囲を超えています。したがって、会議規則第５４条第２項の規定によって、発言を禁止します。

以上をもって、北道議員の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日１１日から１２日までの２日間を休会とし、１３日午前９時から会議を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

散 会

○議長（伊都堅仁君） 本日は、これをもって散会いたします。

(午後 2時59分)